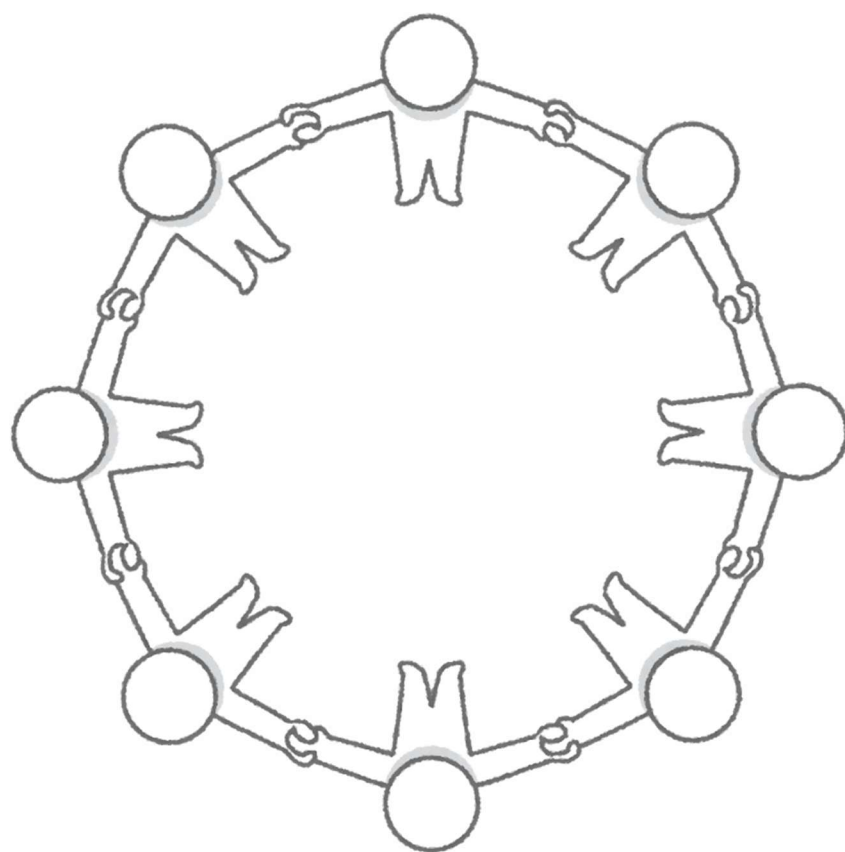


# 第五次 小布施町 男女共同参画基本計画

～男女が共に支え合うまちづくり計画～



小 布 施 町

## はじめに

「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）の制定から 27 年経ちました。この間、社会では、少子高齢化のさらなる進行、人口減少、新型コロナウイルスの感染拡大、景気低迷による雇用情勢の変化、情報社会の急速な発展、そして自然災害の脅威などが、人々の価値基準や生活スタイルを変え、あるいは多様化させており、それらは現代に大きな変革をもたらしています。

そうした中で、人権課題としてはもちろん、SDGs（※1）など社会を維持する概念としても、男女共同参画の考え方は注目されています。

男女共同参画社会の実現のため、小布施町では、平成 13 年に「小布施町男女共同参画社会推進条例」（平成 13 年小布施町条例第 16 号）を制定、平成 16 年に「小布施町男女共同参画基本計画」を策定し、諸啓発に努めてきました。

しかし、いまだ多くの課題を残している状態であり、社会を実際に改善するための取組は不足していると言わざるを得ません。

また、人口減少への対策、地域の活性化を図る地方創生を実現するためには、女性の活躍が不可欠であり、男性にとっての共同参画を意識していくことが重要となります。平成 27 年 9 月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）が公布・施行されました。そして、平成 31 年 4 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）が施行されました。これらにより、女性の採用や昇進等の機会の積極的な提供や活用、職業生活と家庭生活の両立を図るための必要な環境整備など、各自治体は女性の個性と能力が十分発揮されるよう取り組んでいくことが求められています。

今回、計画期間の終了する「第四次小布施町男女共同参画基本計画」を見直し、先に掲げた課題に対応するための「第五次小布施町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。なお、本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年法律第 52 号）を受けた市町村推進計画としても位置づけています。

あらゆる分野において男女が知恵と力を出し合える協働の社会を理想とし、本計画に掲げる施策を推進してまいりますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 8 年 3 月 小布施町長 大宮 透

※1 「SDGs」

「Sustainable Development Goals」の略。「持続可能な開発目標」。2015年9月の国連サミットで採択。2030年までの達成を目指す国際社会の共通目標。

## 《 目 次 》

第1章 策定にあたって .....	4
1 社会背景 .....	4
2 基本理念 .....	4
3 計画の性格 .....	5
4 計画の期間 .....	5
第2章 計画策定の背景 .....	6
1 男女共同参画に向けてのアンケート調査結果 .....	6
2 小布施町における現状と課題 .....	53
第3章 計画体系 .....	54
本計画が目指す将来像 .....	54
第4章 計画の内容 .....	55
1 男女共同参画に向けての基盤づくり .....	55
2 方針・計画等の決定における男女共同参画 .....	57
3 生き方を選択できる環境づくり .....	60
4 人権が守られ、健康・安心が保たれる体制づくり .....	63
第5章 参考資料 .....	65
1 男女共同参画社会基本法 .....	65
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	71
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	86
4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 .....	96
5 小布施町男女共同参画社会推進条例 .....	103
6 第五次 小布施町男女共同参画基本計画策定の経緯 .....	105
7 小布施町男女共同参画社会推進委員会 名簿 .....	105

# 第1章 策定にあたって

## 1 社会背景

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を、21世紀の最重要課題として位置づけています。

小布施町では、平成13年に「小布施町男女共同参画社会推進条例」を制定し、同年には小布施町男女共同参画社会推進委員会を設置し、啓発の中核組織としてこれまでもさまざまな活動を行っています。

平成16年に策定され、これまでの取組の基本方針であった「小布施町男女共同参画基本計画」は、男女共同参画が理想とする社会像への意識形成に大いに貢献してきました。

現代は、少子高齢化による労働人口減少、新型コロナウイルスの感染拡大を経た『新たな日常』への対応に直面し、また、冒頭に挙げたように社会全体が大変革の中にあり、人権課題としてはもちろん、SDGsの実現など社会を維持するためにも、あらゆる場・物事において、男女共同参画の実現が求められていると言えます。

平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が成立し市町村に対しても基本計画の策定等の努力義務が課されています。

また、平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」において、女性が職業生活でその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備等が求められています。市町村は国が定める基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍の推進に関する計画を定めるよう努めるものとしています。

加えて、令和4年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）」において、市町村は、国が定める基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとしています。

## 2 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現（「男女共同参画社会基本法」前文抜粋）を目指します。

- 男女平等な参画機会の確保と責任の分担
- 個人の意思や多様な生き方選択の尊重
- 男女共同参画実現による活力の創出

### **3 計画の性格**

本計画は、「男女共同参画社会基本法」、「DV防止法」、「女性活躍推進法」、「女性支援新法」及び「小布施町男女共同参画社会推進条例」に基づいて策定されたものです。

また、内閣府の「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）、長野県の「第6次長野県男女共同参画計画」（令和8年3月策定）及び「第七次小布施町総合計画」の基本理念、その他施策との整合を図っています。

### **4 計画の期間**

この計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象とします。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 男女共同参画に向けてのアンケート調査結果

#### ①男女共同参画に向けてのアンケート実施概要

「男女共同参画社会に向けてのアンケート」

期間：令和7年5月12日（月）発送（中学生はwebで回答）

回収：令和7年6月16日（月）

対象：小布施町内在住の18歳以上の男女1,000人（無作為抽出）

小布施町内在住の中学3年生104人

※小布施中学校ではジェンダー教育を積極的に取り入れており、教育を受けた中学生の視点からの意見を取り入れるため、今回の計画より中学生に対するアンケートを実施している。

回収数：大人298人、中学生73人

回収率：大人29.8%、中学生70.2%

※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれ回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したもの。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合がある。

※複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示す。このため、合計が100.0%を超える場合がある。図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表す。

※自由記述について、本調査と関連が低いと考えられる意見も掲載している。また、原文のとおり記載している。「その他」を選んでいても自由記述欄に回答の記載がない回答もある。

※性別によるクロス集計を行う際は、性別が無回答の回答を除外している。

#### ②アンケート結果

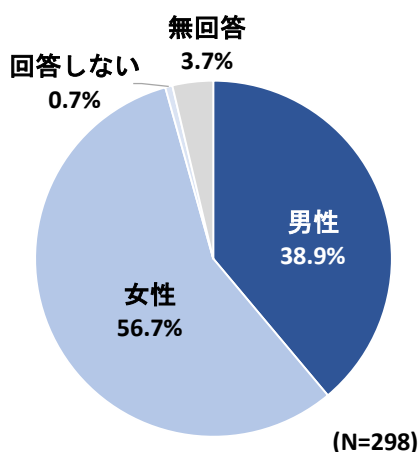
##### (1) 属性

- ・性別は、大人は男性が38.9%、女性が56.7%。中学生は男性が63.0%、女性が37.0%。
- ・年齢は、40歳代が最も多く22.1%。
- ・世帯構成は、大人では親・子の「二世帯世帯」が最も多く50.7%。次いで「夫婦のみの世帯」が20.8%。中学生では親・子の「二世帯世帯」が最も多く72.6%。次いで親・子・孫の「三世帯世帯」が26.0%。
- ・職業は、「会社員」が最も多く33.6%。次いで「パート・アルバイト」が14.4%。

##### ① 性別

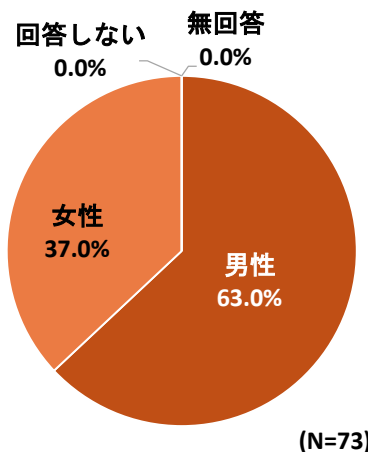
###### 【大人】

	人数	割合
男性	116	38.9%
女性	169	56.7%
回答しない	2	0.7%
無回答	11	3.7%
合計	298	100.0%



###### 【中学生】

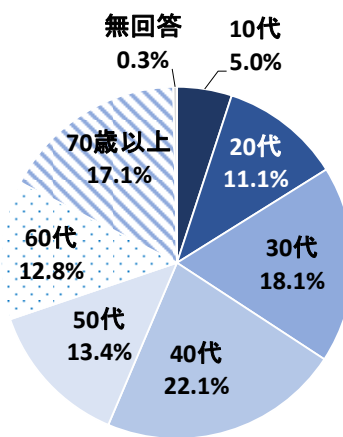
	人数	割合
男性	46	63.0%
女性	27	37.0%
回答しない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	73	100.0%



② 年代

(N=298)

	人数	割合
10代	15	5.0%
20代	33	11.1%
30代	54	18.1%
40代	66	22.1%
50代	40	13.4%
60代	38	12.8%
70歳以上	51	17.1%
無回答	1	0.3%
合計	298	100.0%



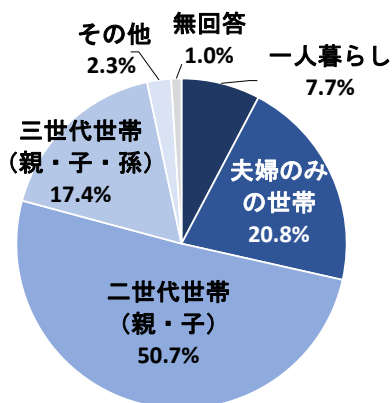
(N=298)

③ 世帯構成

【大人】

(N=298)

	人数	割合
一人暮らし	23	7.7%
夫婦のみの世帯	62	20.8%
二世世代世帯（親・子）	151	50.7%
三世世代世帯（親・子・孫）	52	17.4%
その他	7	2.3%
無回答	3	1.0%
合計	298	100.0%

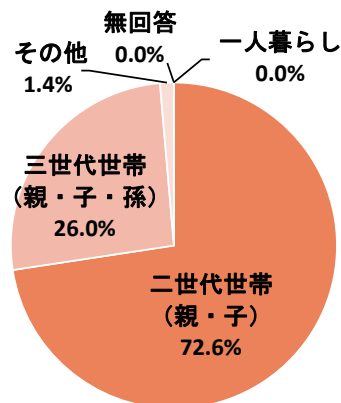


(N=298)

【中学生】

(N=73)

	人数	割合
一人暮らし	0	0.0%
二世世代世帯（親・子）	53	72.6%
三世世代世帯（親・子・孫）	19	26.0%
その他	1	1.4%
無回答	0	0.0%
合計	73	100.0%



(N=73)

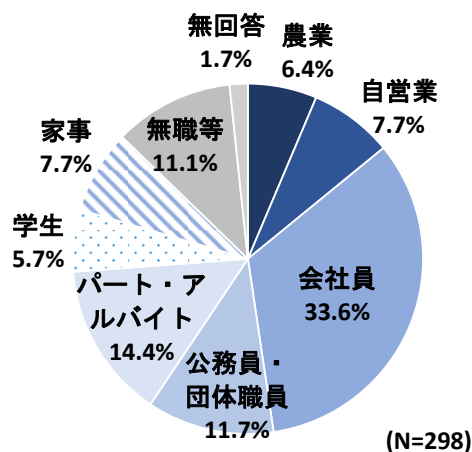
「その他」の回答	回答数
四世代世帯	2

「その他」の回答	回答数
四世代世帯	1

④ 職業

(N=298)

	人数	割合
農業	19	6.4%
自営業	23	7.7%
会社員	100	33.6%
公務員・団体職員	35	11.7%
パート・アルバイト	43	14.4%
学生	17	5.7%
家事	23	7.7%
無職等	33	11.1%
無回答	5	1.7%
合計	298	100.0%



(N=298)

## (2) 分野別の性別に関する考え方について

設問：あなたは次の分野において、男女は平等になっていると思いますか。

### ① 全体

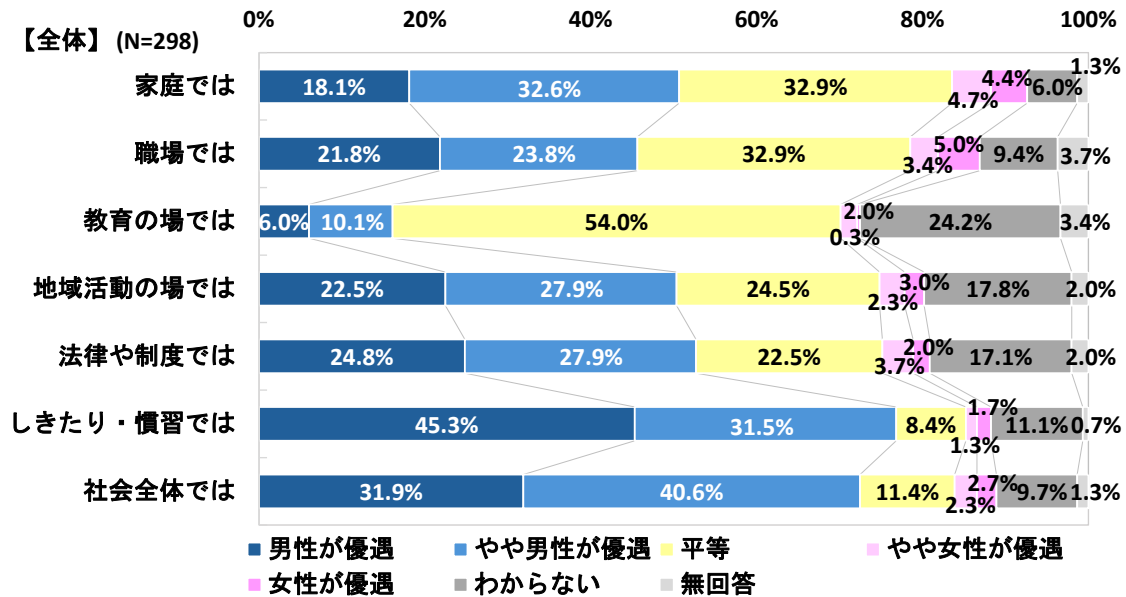
#### 【大人】

・「平等」が最も高かったのは、「教育の場では」で54.0%、次いで「家庭では」と「職場では」が同率で32.9%である。

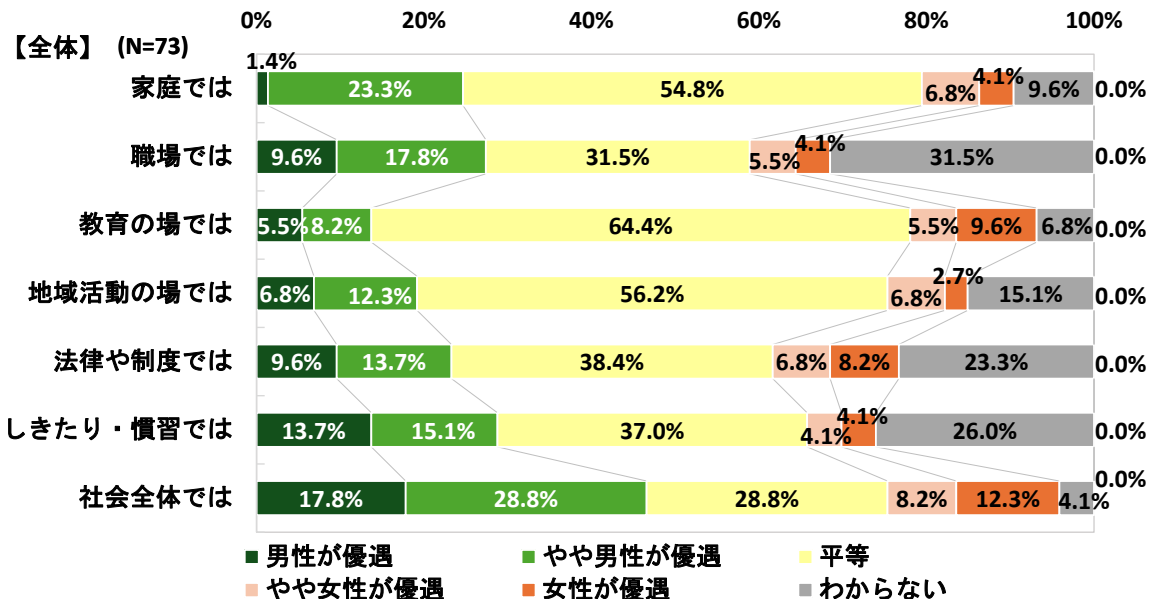
#### 【中学生】

・「平等」が最も高かったのは、「教育の場では」で64.4%、次いで「地域活動の場では」が56.2%、「家庭では」が54.8%である。

#### 【大人】



#### 【中学生】



② 家庭では

【大人】

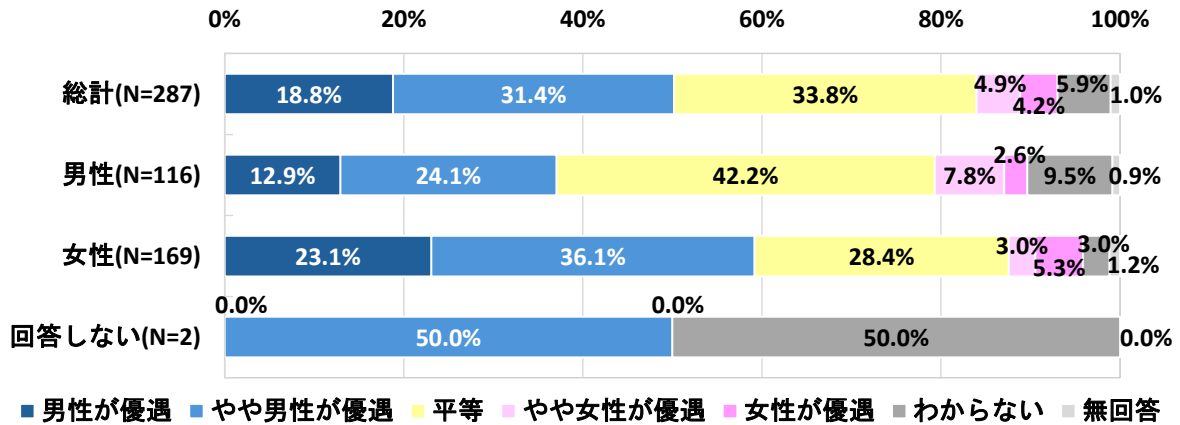
- ・男女の総計では、「平等」が33.8%と最も高く、次いで「やや男性が優遇」が31.4%。
- ・男性は、「平等」が42.2%と最も高く、次いで「やや男性が優遇」が24.1%。
- ・女性は、「やや男性が優遇」が36.1%と最も高く、次いで「平等」が28.4%。

【中学生】

- ・男女の総計では、「平等」が54.8%と最も高く、次いで「やや男性が優遇」が23.3%。
- ・男性は、「平等」が60.9%と最も高く、次いで「やや男性が優遇」が19.6%。
- ・女性は、「平等」が44.4%と最も高く、次いで「やや男性が優遇」が29.6%。

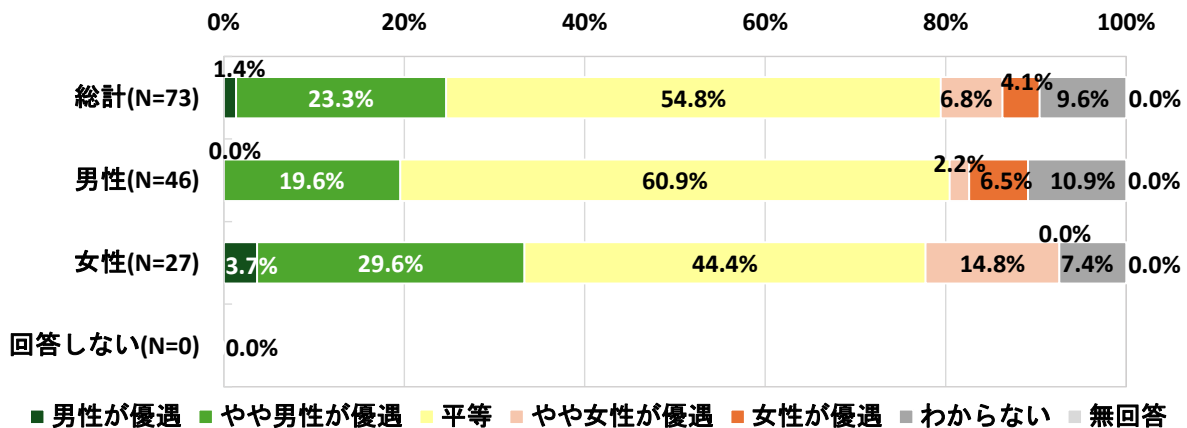
【大人】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計(N=287)	18.8%	31.4%	33.8%	4.9%	4.2%	5.9%	1.0%	100.0%
男性(N=116)	12.9%	24.1%	42.2%	7.8%	2.6%	9.5%	0.9%	100.0%
女性(N=169)	23.1%	36.1%	28.4%	3.0%	5.3%	3.0%	1.2%	100.0%
回答しない(N=2)	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%



【中学生】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計(N=73)	1.4%	23.3%	54.8%	6.8%	4.1%	9.6%	0.0%	100.0%
男性(N=46)	0.0%	19.6%	60.9%	2.2%	6.5%	10.9%	0.0%	100.0%
女性(N=27)	3.7%	29.6%	44.4%	14.8%	0.0%	7.4%	0.0%	100.0%
回答しない(N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



### ③ 職場では

#### 【大人】

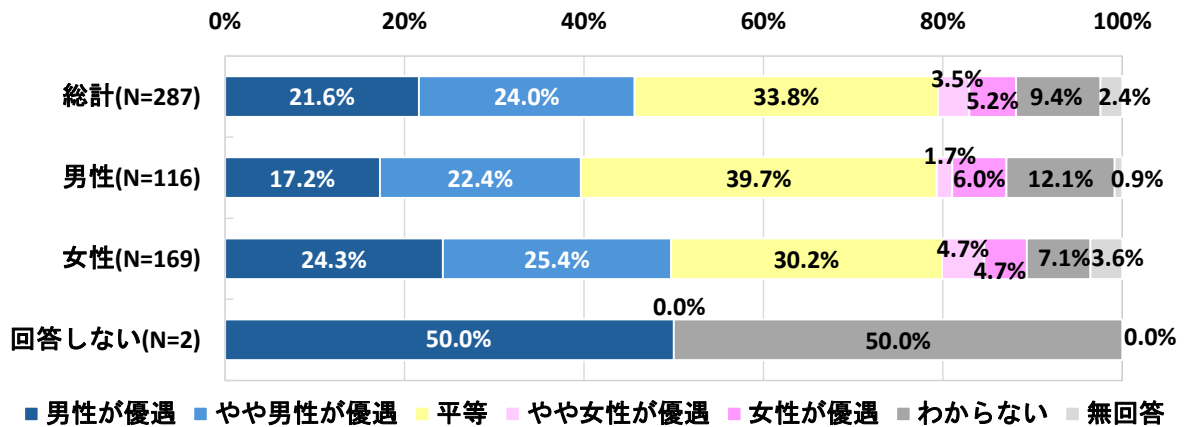
- ・男女の総計では、「平等」の割合が33.8%と最も高く、次いで「やや男性優遇」が24.0%。
- ・男性は、「平等」の割合が39.7%と最も高く、次いで「やや男性が優遇」が22.4%。
- ・女性は、「平等」の割合が30.2%と最も高く、次いで「やや男性が優遇」が25.4%。

#### 【中学生】

- ・男女の総計では、「平等」と「わからない」の割合がともに31.5%、次いで「やや男性優遇」が17.8%。
- ・男性は、「平等」の割合が43.5%と最も高く、次いで「わからない」が26.1%。
- ・女性は、「わからない」の割合が40.7%と最も高く、次いで「やや男性が優遇」が25.9%。

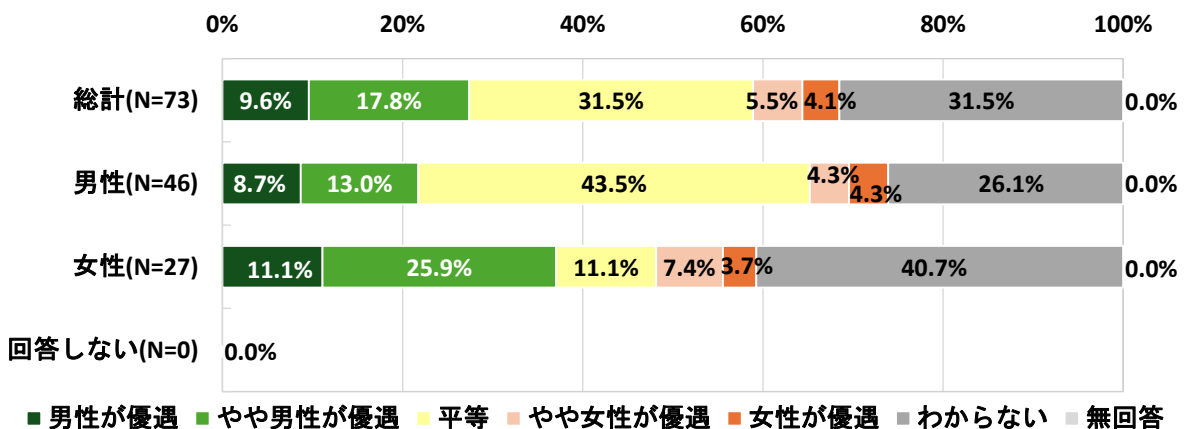
#### 【大人】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計(N=287)	21.6%	24.0%	33.8%	3.5%	5.2%	9.4%	2.4%	100.0%
男性(N=116)	17.2%	22.4%	39.7%	1.7%	6.0%	12.1%	0.9%	100.0%
女性(N=169)	24.3%	25.4%	30.2%	4.7%	4.7%	7.1%	3.6%	100.0%
回答しない(N=2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%



#### 【中学生】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計(N=73)	9.6%	17.8%	31.5%	5.5%	4.1%	31.5%	0.0%	100.0%
男性(N=46)	8.7%	13.0%	43.5%	4.3%	4.3%	26.1%	0.0%	100.0%
女性(N=27)	11.1%	25.9%	11.1%	7.4%	3.7%	40.7%	0.0%	100.0%
回答しない(N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



#### ④ 教育の場では

##### 【大人】

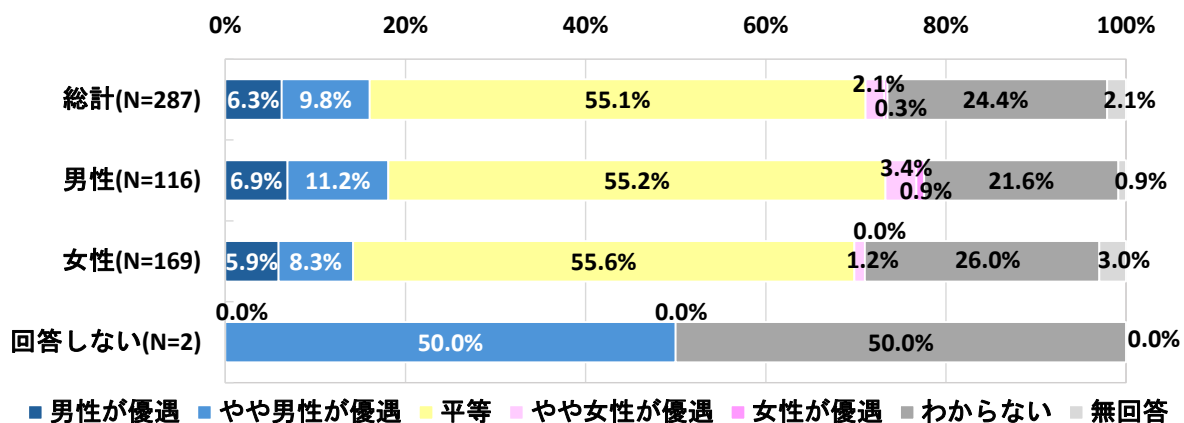
- ・男女の総計では、「平等」の割合が55.1%と半数以上を占める。
- ・男性は、「平等」の割合が55.2%と半数を超える。
- ・女性は、「平等」の割合が55.6%と半数を超える。

##### 【中学生】

- ・男女の総計では、「平等」の割合が64.4%と半数以上を占める。
- ・男性は、「平等」の割合が67.4%と半数を超える。
- ・女性は、「平等」の割合が59.3%と半数を超える。

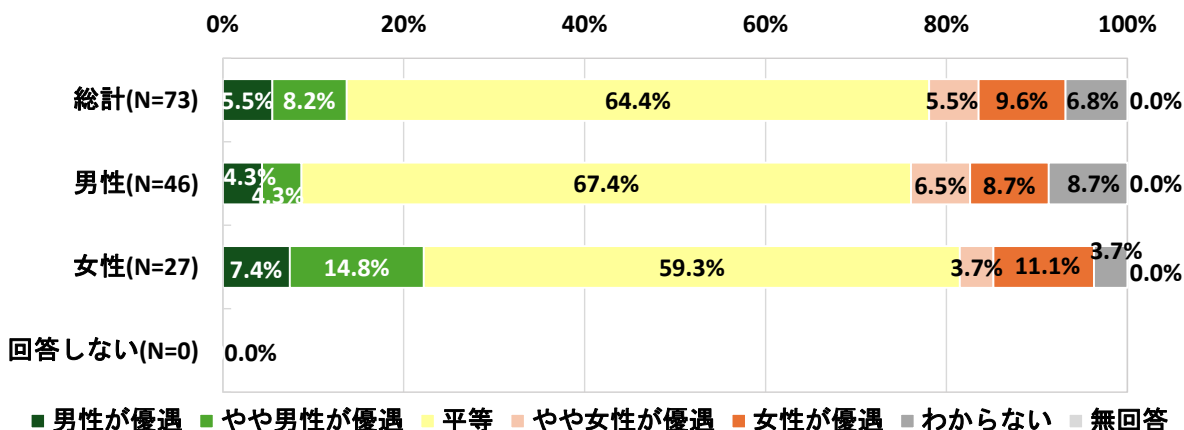
##### 【大人】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計(N=287)	6.3%	9.8%	55.1%	2.1%	0.3%	24.4%	2.1%	100.0%
男性(N=116)	6.9%	11.2%	55.2%	3.4%	0.9%	21.6%	0.9%	100.0%
女性(N=169)	5.9%	8.3%	55.6%	1.2%	0.0%	26.0%	3.0%	100.0%
回答しない(N=2)	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%



##### 【中学生】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計(N=73)	5.5%	8.2%	64.4%	5.5%	9.6%	6.8%	0.0%	100.0%
男性(N=46)	4.3%	4.3%	67.4%	6.5%	8.7%	8.7%	0.0%	100.0%
女性(N=27)	7.4%	14.8%	59.3%	3.7%	11.1%	3.7%	0.0%	100.0%
回答しない(N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



⑤ 地域活動の場では

【大人】

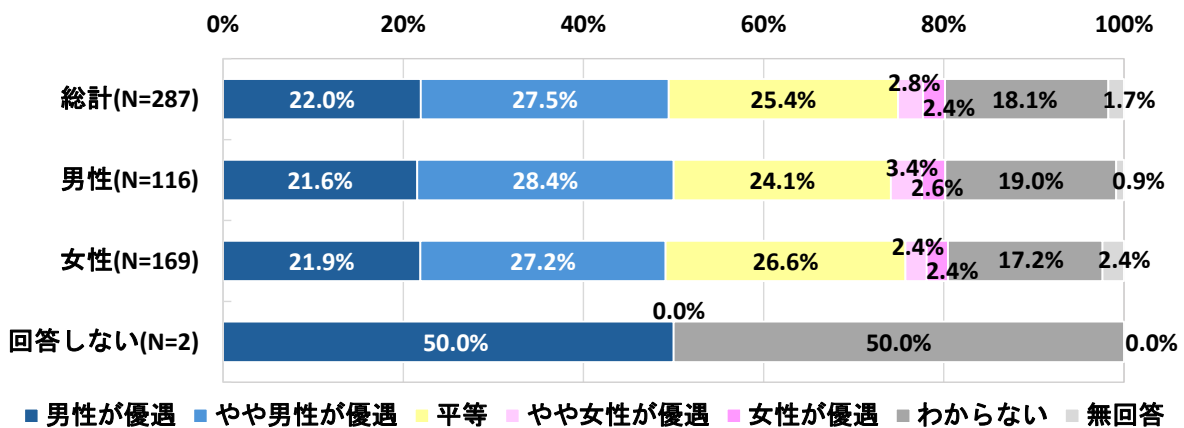
- ・男女の総計では、「やや男性が優遇」の割合が27.5%で最も多く、次いで「平等」が25.4%。
- ・男性は、「やや男性が優遇」の割合が28.4%で最も多く、次いで「平等」が24.1%。
- ・女性は、「やや男性が優遇」の割合が27.2%で最も多く、次いで「平等」が26.6%。

【中学生】

- ・男女の総計では、「平等」の割合が56.2%で最も多く、次いで「わからない」が15.1%。
- ・男性は、「平等」の割合が63.0%で最も多く、次いで「男性が優遇」、「やや女性が優遇」、「わからない」が同率で8.7%。
- ・女性は、「平等」の割合が44.4%で最も多く、次いで「わからない」が25.9%。

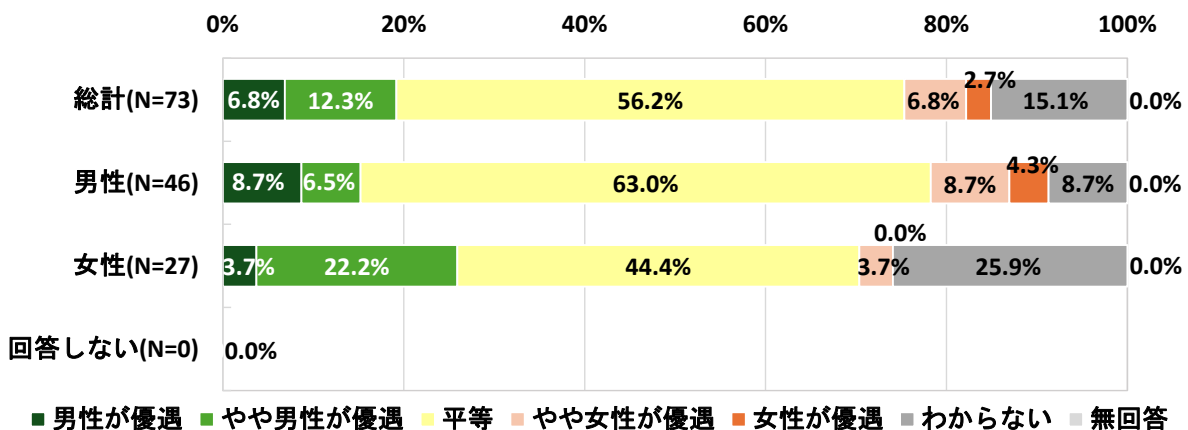
【大人】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計(N=287)	22.0%	27.5%	25.4%	2.8%	2.4%	18.1%	1.7%	100.0%
男性(N=116)	21.6%	28.4%	24.1%	3.4%	2.6%	19.0%	0.9%	100.0%
女性(N=169)	21.9%	27.2%	26.6%	2.4%	2.4%	17.2%	2.4%	100.0%
回答しない(N=2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%



【中学生】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計(N=73)	6.8%	12.3%	56.2%	6.8%	2.7%	15.1%	0.0%	100.0%
男性(N=46)	8.7%	6.5%	63.0%	8.7%	4.3%	8.7%	0.0%	100.0%
女性(N=27)	3.7%	22.2%	44.4%	3.7%	0.0%	25.9%	0.0%	100.0%
回答しない(N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



⑥ 法律や制度では

【大人】

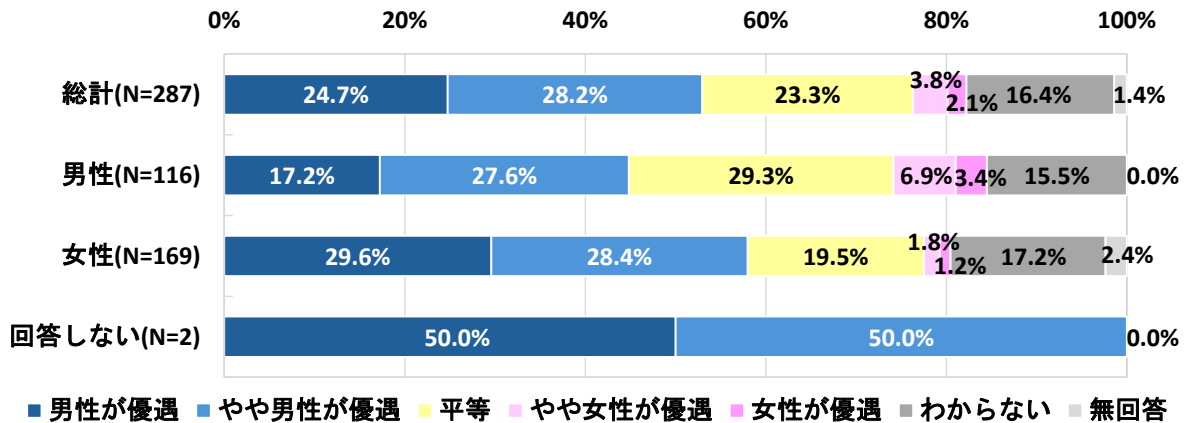
- ・男女の総計では、「やや男性が優遇」の割合が 28.2%で最も多く、次いで「男性が優遇」が 24.7%。
- ・男性は、「平等」の割合が 29.3%で最も多く、次いで「やや男性が優遇」が 27.6%。
- ・女性は、「男性が優遇」の割合が 29.6%で最も多く、次いで「やや男性が優遇」が 28.4%。「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 58.0%。

【中学生】

- ・男女の総計では、「平等」の割合が 38.4%で最も多く、次いで「わからない」が 23.3%。
- ・男性は、「平等」の割合が 56.5%で最も多く、次いで「わからない」が 13.0%。
- ・女性は、「わからない」が 40.7%で最も多く、次いで「やや男性が優遇」が 29.6%。

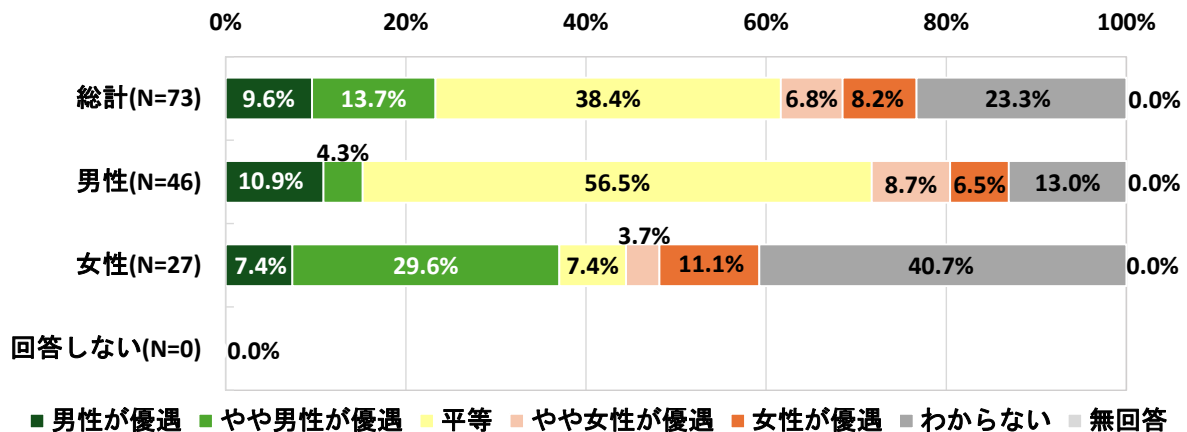
【大人】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計 (N=287)	24.7%	28.2%	23.3%	3.8%	2.1%	16.4%	1.4%	100.0%
男性 (N=116)	17.2%	27.6%	29.3%	6.9%	3.4%	15.5%	0.0%	100.0%
女性 (N=169)	29.6%	28.4%	19.5%	1.8%	1.2%	17.2%	2.4%	100.0%
回答しない (N=2)	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



【中学生】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計 (N=73)	9.6%	13.7%	38.4%	6.8%	8.2%	23.3%	0.0%	100.0%
男性 (N=46)	10.9%	4.3%	56.5%	8.7%	6.5%	13.0%	0.0%	100.0%
女性 (N=27)	7.4%	29.6%	7.4%	3.7%	11.1%	40.7%	0.0%	100.0%
回答しない (N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



⑦ しきたりや慣習では

【大人】

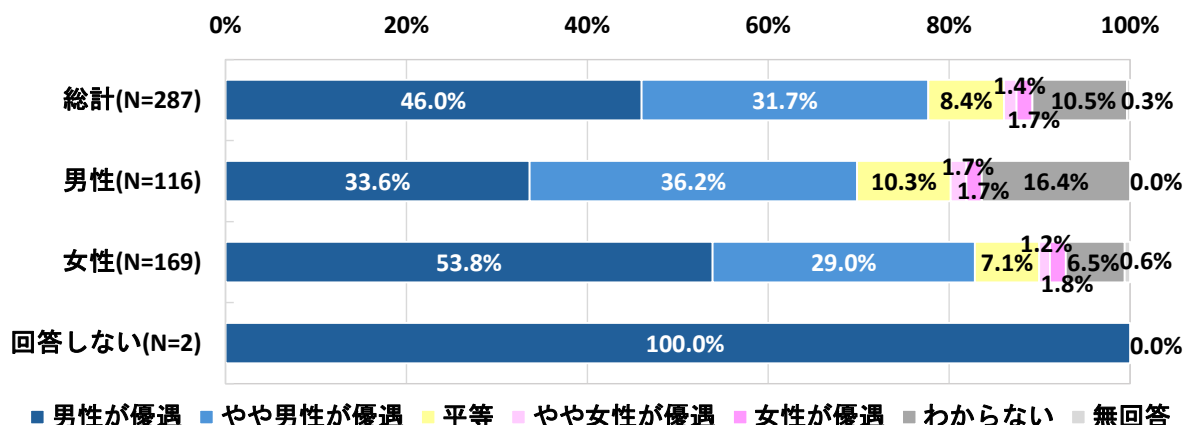
- ・男女の総計では、「男性が優遇」の割合が 46.0%で最も多く、次いで「やや男性が優遇」が 31.7%。「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 77.7%。
- ・男性は、「やや男性が優遇」の割合が 36.2%で最も多く、次いで「男性が優遇」が 33.6%。「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 69.8%。
- ・女性は、「男性が優遇」の割合が 53.8%で最も多く、次いで「やや男性が優遇」が 29.0%。「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 82.8%。

【中学生】

- ・男女の総計では、「平等」の割合が 37.0%で最も多く、次いで「わからない」が 26.0%。
- ・男性は、「平等」の割合が 50.0%で最も多く、次いで「わからない」が 21.7%。
- ・女性は、「わからない」の割合が 33.3%で最も多く、次いで「やや男性が優遇」が 25.9%。

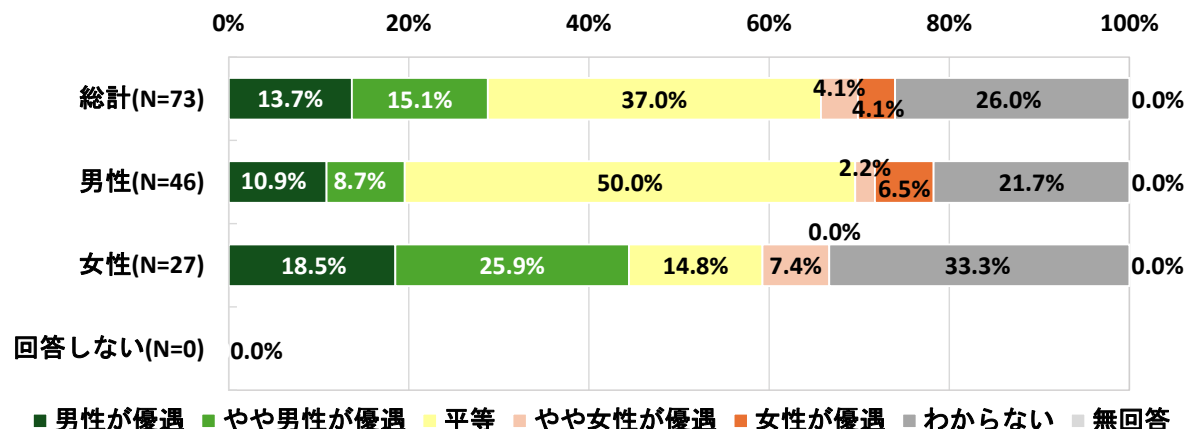
【大人】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計 (N=287)	46.0%	31.7%	8.4%	1.4%	1.7%	10.5%	0.3%	100.0%
男性 (N=116)	33.6%	36.2%	10.3%	1.7%	1.7%	16.4%	0.0%	100.0%
女性 (N=169)	53.8%	29.0%	7.1%	1.2%	1.8%	6.5%	0.6%	100.0%
回答しない (N=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



【中学生】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計 (N=73)	13.7%	15.1%	37.0%	4.1%	4.1%	26.0%	0.0%	100.0%
男性 (N=46)	10.9%	8.7%	50.0%	2.2%	6.5%	21.7%	0.0%	100.0%
女性 (N=27)	18.5%	25.9%	14.8%	7.4%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
回答しない (N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



⑧ 社会全体では

【大人】

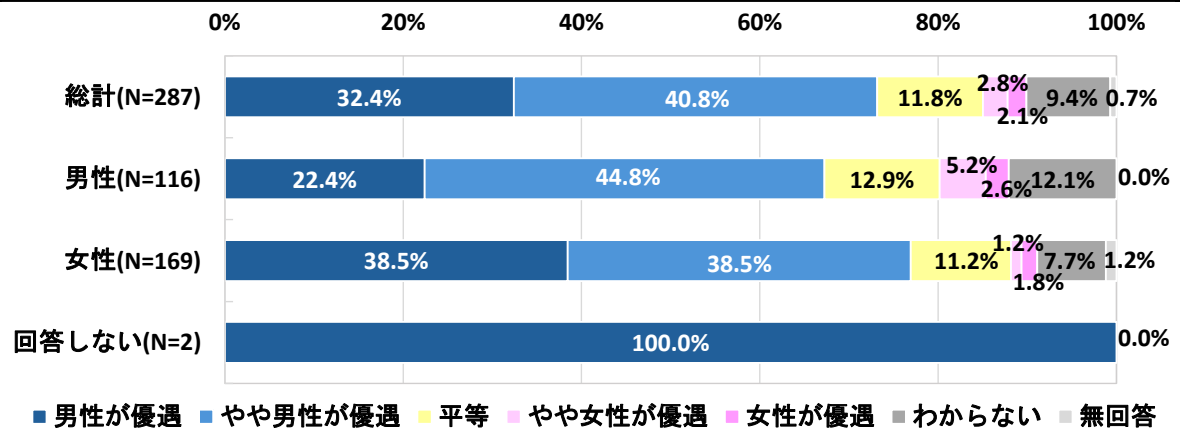
- 男女の総計では、「やや男性が優遇」の割合が 40.8%で最も多く、次いで「男性が優遇」が 32.4%。「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 73.2%。
- 男性は、「やや男性が優遇」の割合が 44.8%で最も多く、次いで「男性が優遇」が 22.4%。「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 67.2%。
- 女性は、「男性が優遇」と「やや男性が優遇」の割合が同率で 38.5%と最も多く、「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 77.0%。

【中学生】

- 男女の総計では、「平等」と「やや男性が優遇」の割合が同率で 28.8%と最も多く、次いで「男性が優遇」が 17.8%。「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 46.6%。
- 男性は、「平等」の割合が 34.8%で最も多く、次いで「やや男性が優遇」が 26.1%。「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 43.5%。
- 女性は、「やや男性が優遇」の割合が 33.3%と最も多く、次いで「男性が優遇」と「平等」が同率で 18.5%。「男性が優遇」と「やや男性が優遇」を合わせると 51.8%。

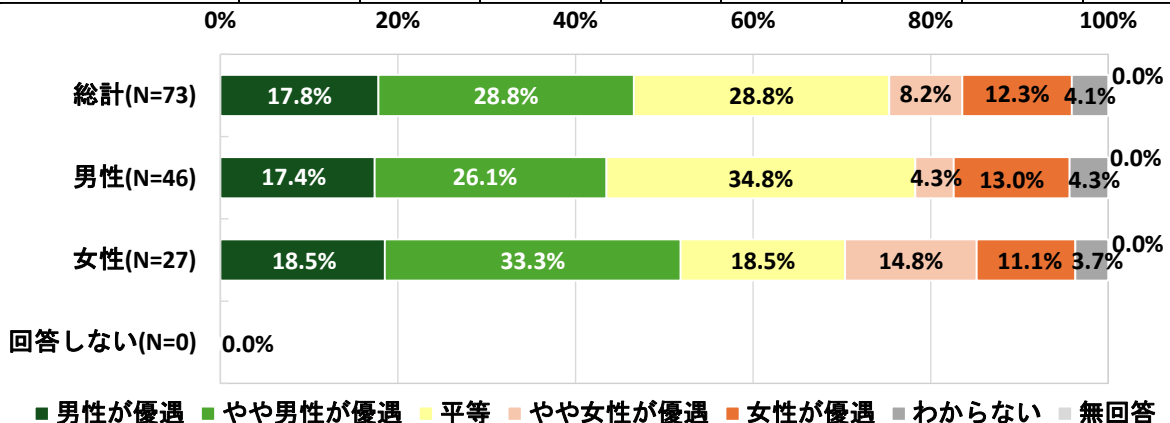
【大人】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計 (N=287)	32.4%	40.8%	11.8%	2.8%	2.1%	9.4%	0.7%	100.0%
男性 (N=116)	22.4%	44.8%	12.9%	5.2%	2.6%	12.1%	0.0%	100.0%
女性 (N=169)	38.5%	38.5%	11.2%	1.2%	1.8%	7.7%	1.2%	100.0%
回答しない (N=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



【中学生】

	男性が優遇	やや男性が優遇	平等	やや女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答	合計
総計 (N=73)	17.8%	28.8%	28.8%	8.2%	12.3%	4.1%	0.0%	100.0%
男性 (N=46)	17.4%	26.1%	34.8%	4.3%	13.0%	4.3%	0.0%	100.0%
女性 (N=27)	18.5%	33.3%	18.5%	14.8%	11.1%	3.7%	0.0%	100.0%
回答しない (N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



### (3) 性別による役割の固定について

設問：あなたは、性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか。

#### 【大人】

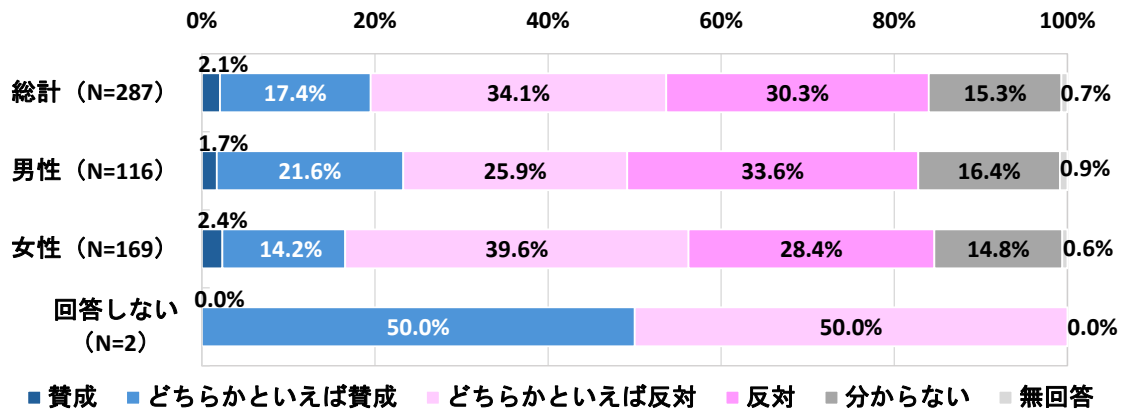
- ・男女の総計では、「どちらかといえば反対」の割合が 34.1%で最も多く、次いで「反対」が 30.3%。
- ・男性は、「反対」の割合が 33.6%で最も多く、次いで「どちらかといえば反対」が 25.9%。
- ・女性は、「どちらかといえば反対」が 39.6%で最も多く、次いで「反対」が 28.4%。

#### 【中学生】

- ・男女の総計では、「どちらかといえば反対」の割合が 37.0%で最も多く、次いで「反対」が 35.6%。
- ・男性は、「反対」の割合が 39.1%で最も多く、次いで「どちらかといえば反対」が 28.3%。
- ・女性は、「どちらかといえば反対」が最も多く 51.9%。次いで「反対」が 29.6%。

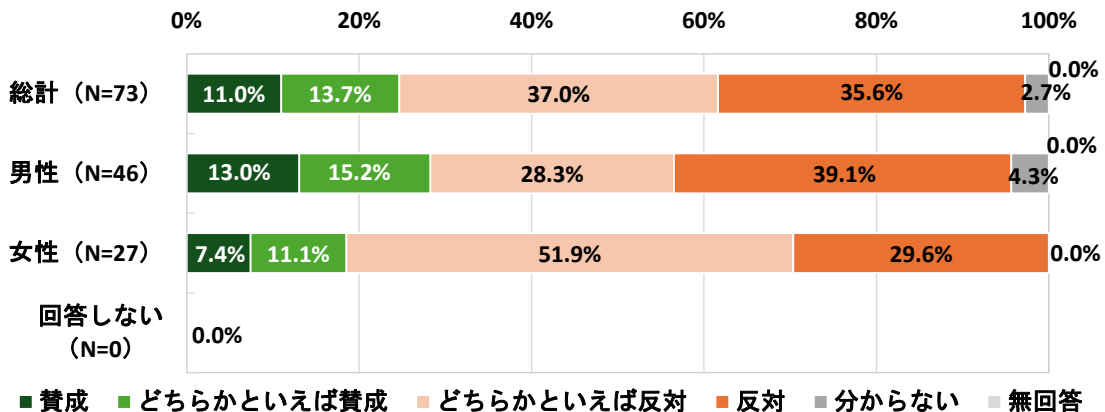
#### 【大人】

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	分から ない	無回答	合計
総計 (N=287)	2.1%	17.4%	34.1%	30.3%	15.3%	0.7%	100.0%
男性 (N=116)	1.7%	21.6%	25.9%	33.6%	16.4%	0.9%	100.0%
女性 (N=169)	2.4%	14.2%	39.6%	28.4%	14.8%	0.6%	100.0%
回答しない (N=2)	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



#### 【中学生】

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	分から ない	無回答	合計
総計 (N=73)	11.0%	13.7%	37.0%	35.6%	2.7%	0.0%	100.0%
男性 (N=46)	13.0%	15.2%	28.3%	39.1%	4.3%	0.0%	100.0%
女性 (N=27)	7.4%	11.1%	51.9%	29.6%	0.0%	0.0%	100.0%
回答しない (N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



#### (4) 役割分担などの取り決めについて

設問：あなたのご家庭では、家族間で話し合っ、て、家族の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の分配などについて取り決めを行っていますか。

##### 【大人】

・役割分担などの取り決めについては、「取り決めを行っていない」が多く 54.7%を占める。

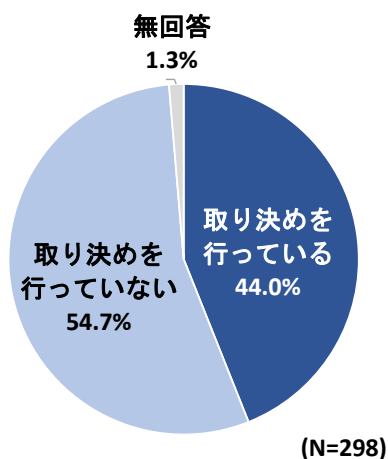
##### 【中学生】

・「取り決めを行っている」が 69.9%である。

##### 【大人】

(N=298)

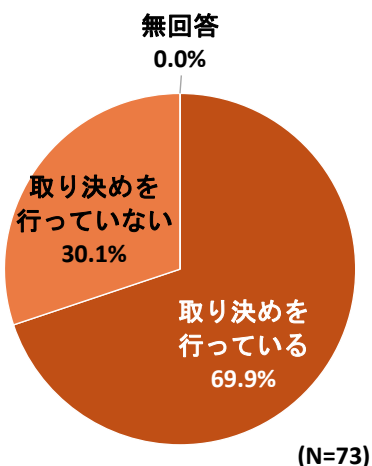
	人数	割合
取り決めを行っている	131	44.0%
取り決めを行っていない	163	54.7%
無回答	4	1.3%
合計	298	100.0%



##### 【中学生】

(N=73)

	人数	割合
取り決めを行っている	51	69.9%
取り決めを行っていない	22	30.1%
無回答	0	0.0%
合計	73	100.0%



## (5) 女性管理職について

設問：令和4年の国の調査では、長野県における女性管理職の割合は16.1%と、まだまだ少ないのが現状です。あなたは、職場で女性のリーダー（管理職）を増やすときに障害となるものは何だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

### 【大人】

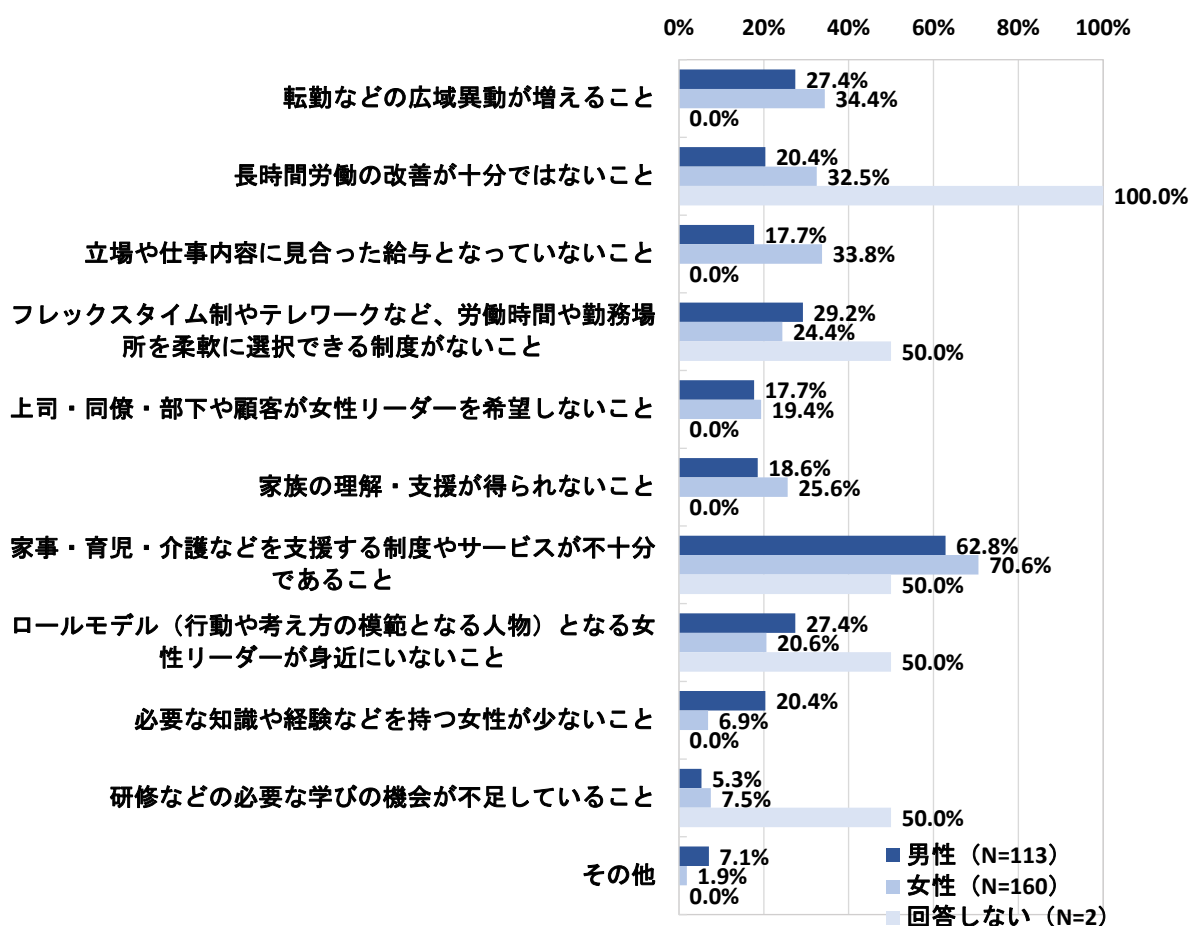
- ・男女の総計では、「家事・育児・介護などを支援する制度やサービスが不十分であること」の割合が67.3%で最も多い。
- ・男性、女性ともに「家事・育児・介護などを支援する制度やサービスが不十分であること」の割合が最も多い。

### 【中学生】

- ・男女の総計では、「家事・育児・介護などを支援する制度やサービスが不十分であること」の割合が58.8%で最も多い。
- ・男性、女性ともに「家事・育児・介護などを支援する制度やサービスが不十分であること」の割合が最も多い。

### 【大人】

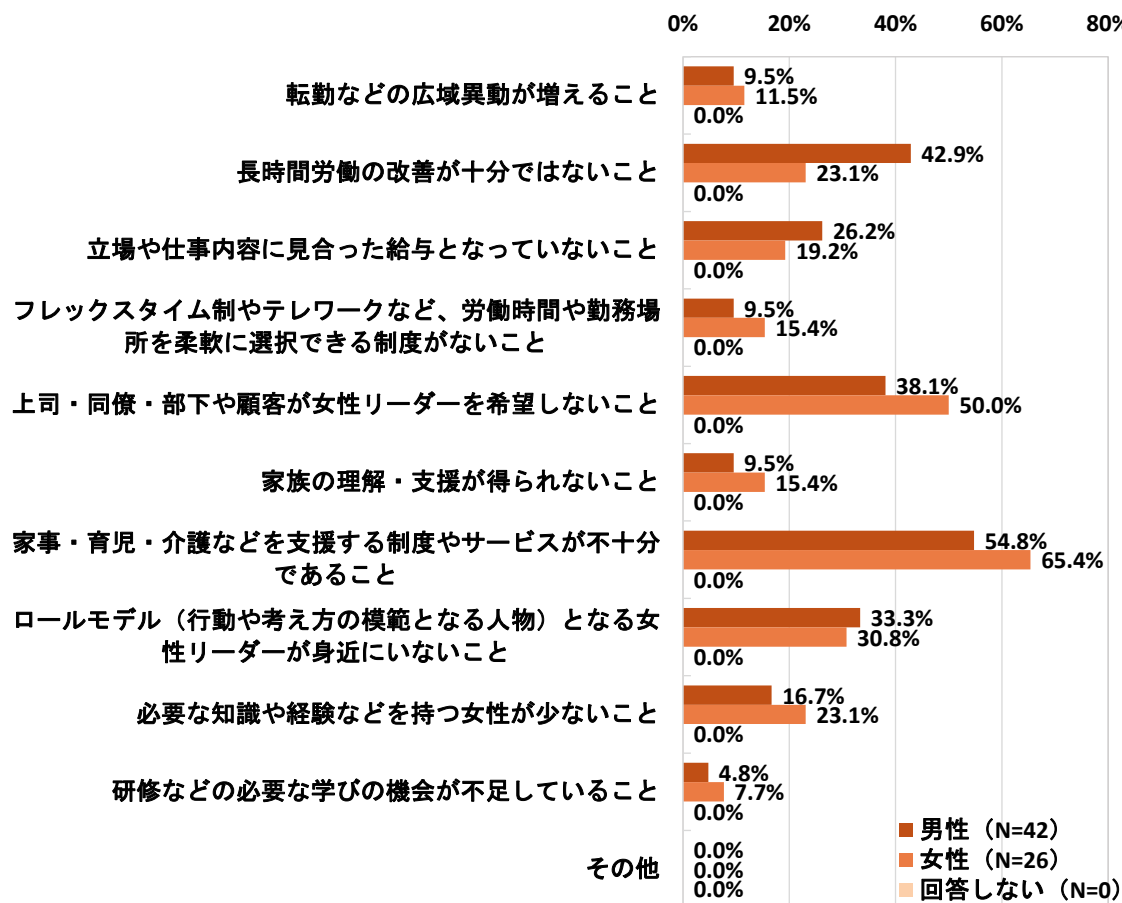
	総数	男性	女性	回答しない	総数 (N=275)	男性 (N=113)	女性 (N=160)	回答しない (N=2)
転勤などの広域異動が増えること	86	31	55	0	31.3%	27.4%	34.4%	0.0%
長時間労働の改善が十分ではないこと	77	23	52	2	28.0%	20.4%	32.5%	100.0%
立場や仕事内容に見合った給与となっていないこと	74	20	54	0	26.9%	17.7%	33.8%	0.0%
フレックスタイム制やテレワークなど、労働時間や勤務場所を柔軟に選択できる制度がないこと	73	33	39	1	26.5%	29.2%	24.4%	50.0%
上司・同僚・部下や顧客が女性リーダーを希望しないこと	51	20	31	0	18.5%	17.7%	19.4%	0.0%
家族の理解・支援が得られないこと	62	21	41	0	22.5%	18.6%	25.6%	0.0%
家事・育児・介護などを支援する制度やサービスが不十分であること	185	71	113	1	67.3%	62.8%	70.6%	50.0%
ロールモデル（行動や考え方の模範となる人物）となる女性リーダーが身近にいないこと	65	31	33	1	23.6%	27.4%	20.6%	50.0%
必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと	34	23	11	0	12.4%	20.4%	6.9%	0.0%
研修などの必要な学びの機会が不足していること	19	6	12	1	6.9%	5.3%	7.5%	50.0%
その他	11	8	3	0	4.0%	7.1%	1.9%	0.0%



「その他」の回答	回答数
自身が望まない。	3
女性しか子供を出産することが出来ないことは変えることはできないこと。	1
職場の不満の窓口と思われ、それらが解消されないと能力を不安視されるイメージがある。	1
出産や育児によりキャリアが断たれるから。	1
地域の目やしきたりなど、地方社会の父長優遇の考え方。	1
結婚。	1
出産を機に一時的に職場を離れること。	1
責任の取り方が不明確。いじめと思われる。	1
管理職に適した年代の女性が不足しているため。	1

【中学生】

	総数	男性	女性	回答しない	総数 (N=68)	男性 (N=42)	女性 (N=26)	回答しない (N=0)
転勤などの広域異動が増えること	7	4	3	0	10.3%	9.5%	11.5%	0.0%
長時間労働の改善が十分ではないこと	24	18	6	0	35.3%	42.9%	23.1%	0.0%
立場や仕事内容に見合った給与となっていないこと	16	11	5	0	23.5%	26.2%	19.2%	0.0%
フレックスタイム制やテレワークなど、労働時間や勤務場所を柔軟に選択できる制度がないこと	8	4	4	0	11.8%	9.5%	15.4%	0.0%
上司・同僚・部下や顧客が女性リーダーを希望しないこと	29	16	13	0	42.6%	38.1%	50.0%	0.0%
家族の理解・支援が得られないこと	8	4	4	0	11.8%	9.5%	15.4%	0.0%
家事・育児・介護などを支援する制度やサービスが不十分であること	40	23	17	0	58.8%	54.8%	65.4%	0.0%
ロールモデル（行動や考え方の模範となる人物）となる女性リーダーが身近にいないこと	22	14	8	0	32.4%	33.3%	30.8%	0.0%
必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと	13	7	6	0	19.1%	16.7%	23.1%	0.0%
研修などの必要な学びの機会が不足していること	4	2	2	0	5.9%	4.8%	7.7%	0.0%
その他	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



## (6) 「仕事(学校生活)」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合いなど)の優先度について

設問：「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合いなど)、この3つの優先度について、お尋ねします。A・Bそれぞれにつき、該当する番号を下の1～8の中から1つずつ選んでください。

※中学生には、「仕事」を「学校生活」に変えて実施

### 【大人】

- ・男女の総計では、理想(希望)とする生活は、「仕事」と「家庭生活」をともに優先の割合が31.4%で最も多い。現実(現状)の生活は、「仕事」優先が最も多く37.6%。
- ・男性、女性ともに、理想(希望)とする生活は、「仕事」と「家庭生活」をともに優先の割合が最も多い。現実(現状)の生活は「仕事」優先が最も多い。

### 【中学生】

- ・男女の総計では、理想(希望)とする生活は、「学校生活」と「家庭生活」をともに優先の割合が30.1%で最も多い。現実(現状)の生活は、「学校生活」優先が最も多く37.0%。
- ・男性、女性ともに、理想(希望)とする生活は、「学校生活」と「家庭生活」をともに優先の割合が最も多い。現実(現状)の生活は「学校生活」優先が最も多い。

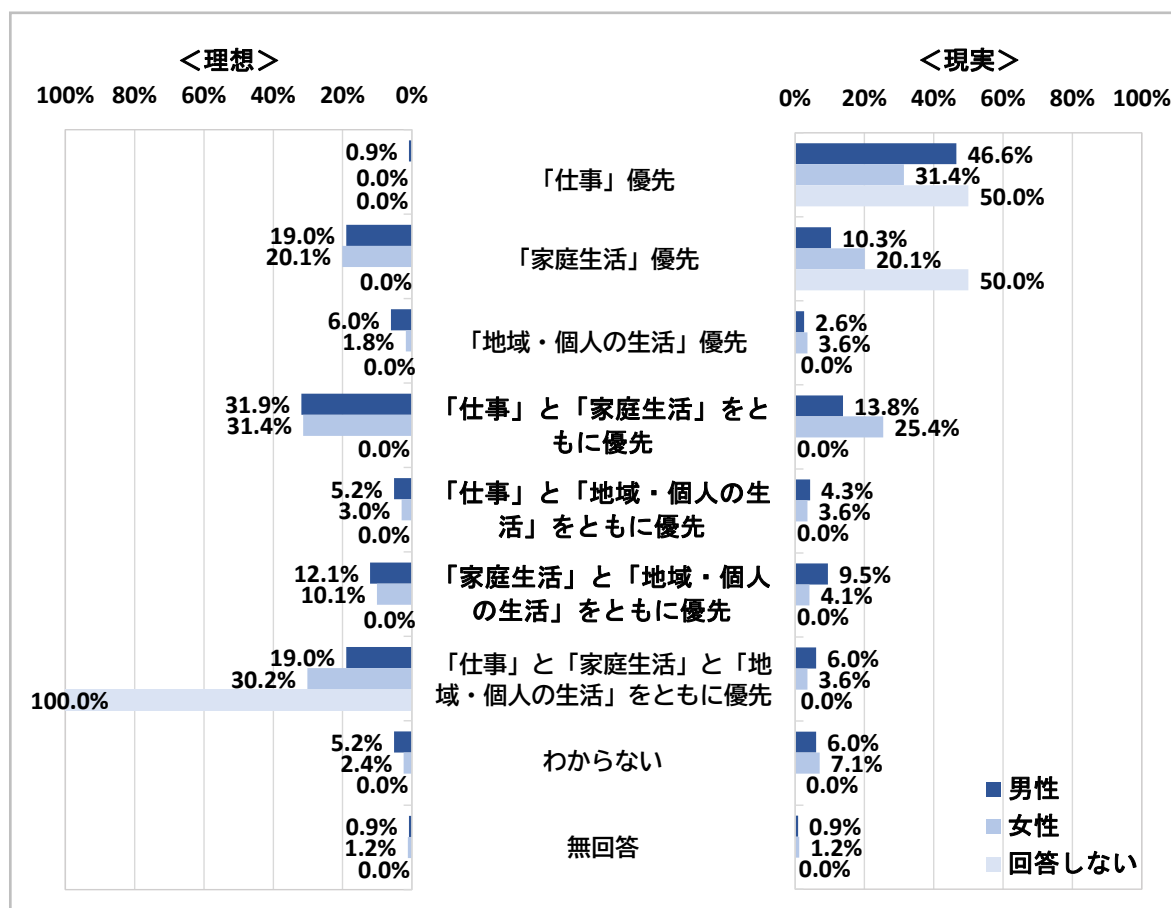
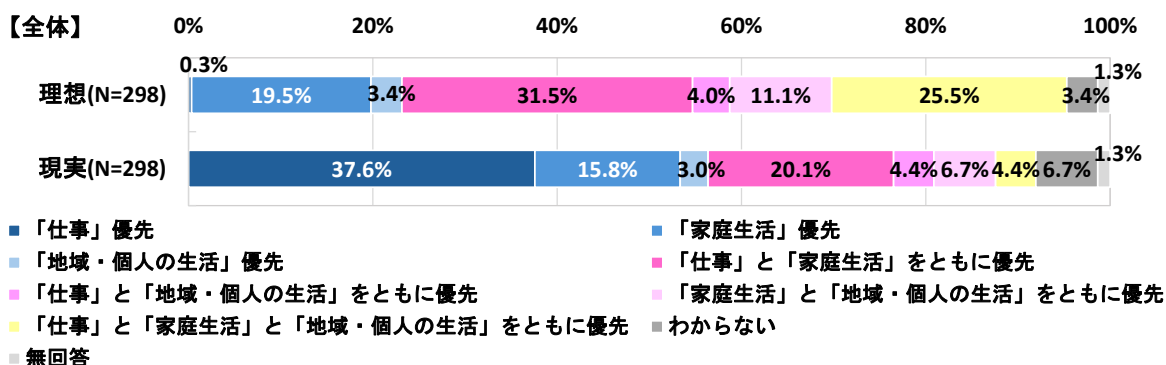
### 【大人】

#### ■理想(希望)とする生活

	総数	男性	女性	回答しない	総数(N=287)	男性(N=116)	女性(N=169)	回答しない(N=2)
「仕事」優先	1	1	0	0	0.3%	0.9%	0.0%	0.0%
「家庭生活」優先	56	22	34	0	19.5%	19.0%	20.1%	0.0%
「地域・個人の生活」優先	10	7	3	0	3.5%	6.0%	1.8%	0.0%
「仕事」と「家庭生活」をともに優先	90	37	53	0	31.4%	31.9%	31.4%	0.0%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	11	6	5	0	3.8%	5.2%	3.0%	0.0%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	31	14	17	0	10.8%	12.1%	10.1%	0.0%
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	75	22	51	2	26.1%	19.0%	30.2%	100.0%
わからない	10	6	4	0	3.5%	5.2%	2.4%	0.0%
無回答	3	1	2	0	1.0%	0.9%	1.2%	0.0%

#### ■現実(現状)の生活

	総数	男性	女性	回答しない	総数(N=287)	男性(N=116)	女性(N=169)	回答しない(N=2)
「仕事」優先	108	54	53	1	37.6%	46.6%	31.4%	50.0%
「家庭生活」優先	47	12	34	1	16.4%	10.3%	20.1%	50.0%
「地域・個人の生活」優先	9	3	6	0	3.1%	2.6%	3.6%	0.0%
「仕事」と「家庭生活」をともに優先	59	16	43	0	20.6%	13.8%	25.4%	0.0%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	11	5	6	0	3.8%	4.3%	3.6%	0.0%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	18	11	7	0	6.3%	9.5%	4.1%	0.0%
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	13	7	6	0	4.5%	6.0%	3.6%	0.0%
わからない	19	7	12	0	6.6%	6.0%	7.1%	0.0%
無回答	3	1	2	0	1.0%	0.9%	1.2%	0.0%



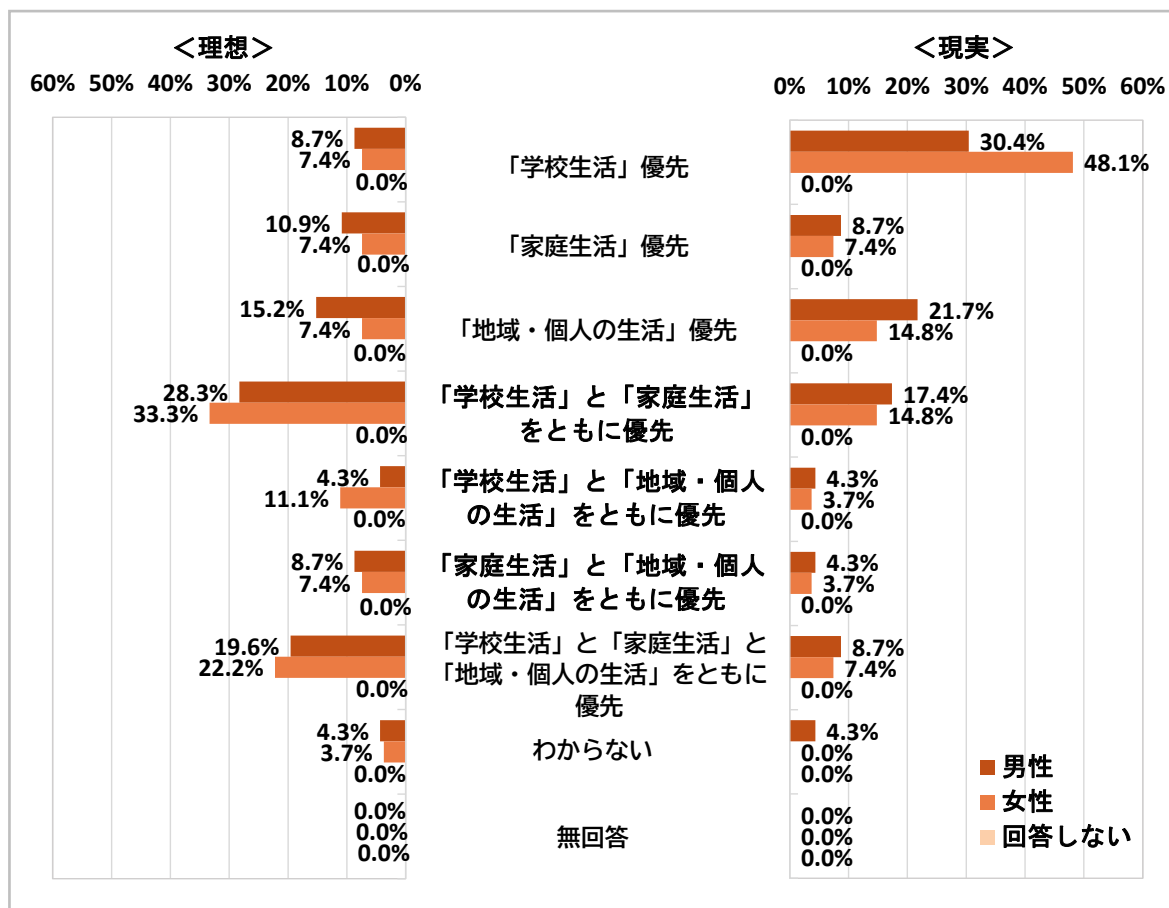
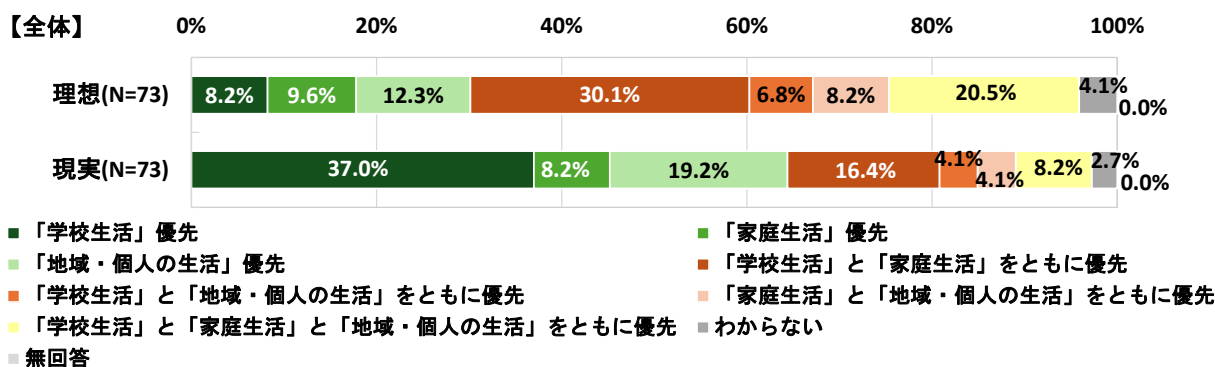
【中学生】

■理想（希望）とする生活

	総数	男性	女性	回答しない	総数 (N=73)	男性 (N=46)	女性 (N=27)	回答しない (N=0)
「学校生活」優先	6	4	2	0	8.2%	8.7%	7.4%	0.0%
「家庭生活」優先	7	5	2	0	9.6%	10.9%	7.4%	0.0%
「地域・個人の生活」優先	9	7	2	0	12.3%	15.2%	7.4%	0.0%
「学校生活」と「家庭生活」をともに優先	22	13	9	0	30.1%	28.3%	33.3%	0.0%
「学校生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	5	2	3	0	6.8%	4.3%	11.1%	0.0%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	6	4	2	0	8.2%	8.7%	7.4%	0.0%
「学校生活」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	15	9	6	0	20.5%	19.6%	22.2%	0.0%
わからない	3	2	1	0	4.1%	4.3%	3.7%	0.0%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■現実（現状）の生活

	総数	男性	女性	回答 しない	総数 (N=73)	男性 (N=46)	女性 (N=27)	回答しな い(N=0)
「学校生活」優先	27	14	13	0	37.0%	30.4%	48.1%	0.0%
「家庭生活」優先	6	4	2	0	8.2%	8.7%	7.4%	0.0%
「地域・個人の生活」優先	14	10	4	0	19.2%	21.7%	14.8%	0.0%
「学校生活」と「家庭生活」を ともに優先	12	8	4	0	16.4%	17.4%	14.8%	0.0%
「学校生活」と「地域・個人の 生活」をともに優先	3	2	1	0	4.1%	4.3%	3.7%	0.0%
「家庭生活」と「地域・個人の 生活」をともに優先	3	2	1	0	4.1%	4.3%	3.7%	0.0%
「学校生活」と「家庭生活」と「地 域・個人の生活」をともに優先	6	4	2	0	8.2%	8.7%	7.4%	0.0%
わからない	2	2	0	0	2.7%	4.3%	0.0%	0.0%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



## (7) 家事、子育て、介護等への男の参加について

設問：あなたは、現在、女性が分担する機会が多い家事、子育て、介護等に男性が積極的に参画していくためには、どのようなことが重要だと思いますか。次の中からあなたのお考えに近いものを3つまで選んでください。

### 【大人】

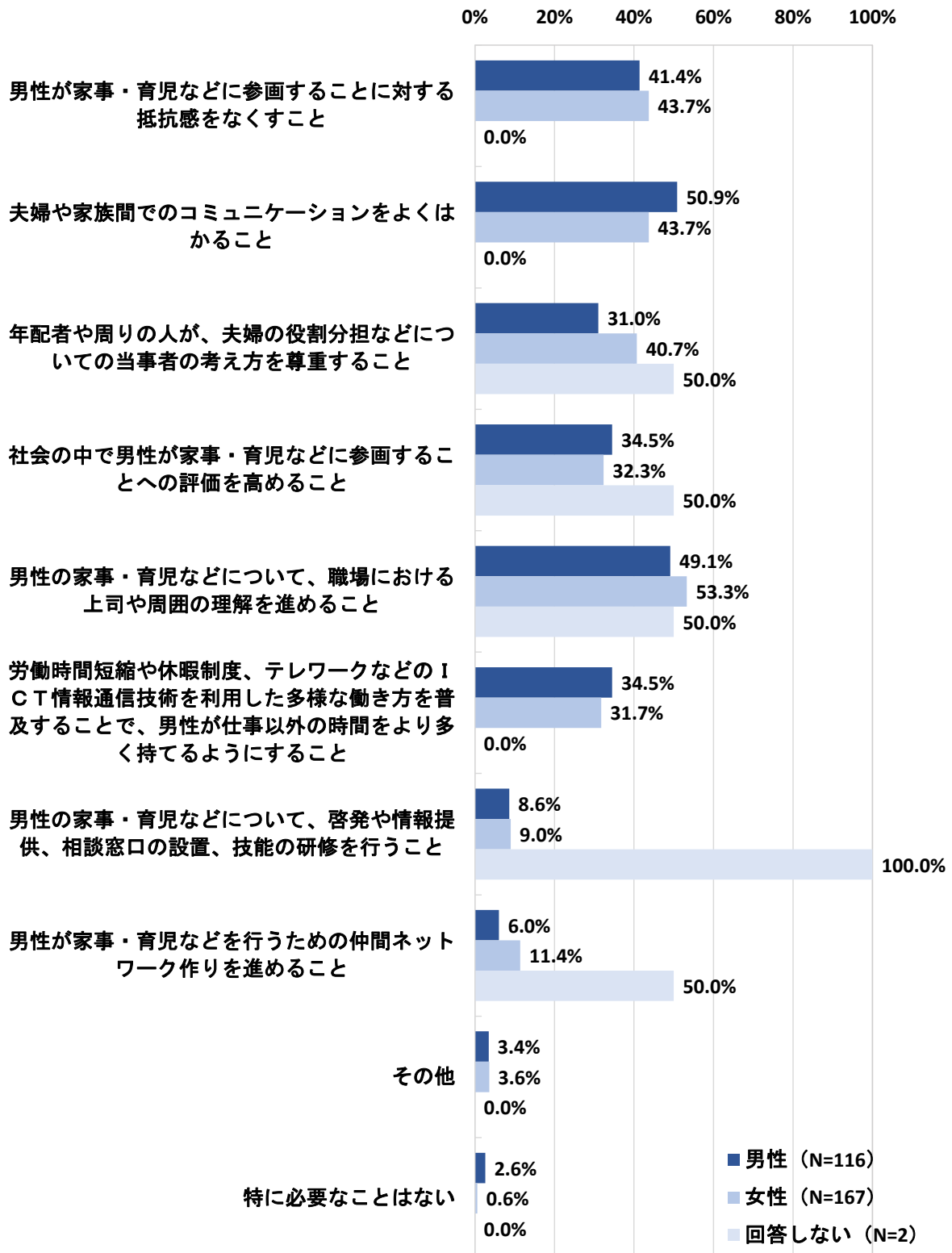
- ・男女の総計では、「男性の家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」の割合が51.6%で最も多い。次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」46.3%、「男性が家事・育児などに参画することに対する抵抗感をなくすこと」42.5%の順に多い。
- ・男性は、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く50.9%。女性は「男性の家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が最も多く53.3%。

### 【中学生】

- ・男女の総計では、「男性が家事・育児などに参画することに対する抵抗感をなくすこと」の割合が70.8%で最も多い。次いで「男性の家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」54.2%、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」52.8%の順に多い。
- ・男性女性ともに、「男性が家事・育児などに参画することに対する抵抗感をなくすこと」が最も多く7割を超えている。

### 【大人】

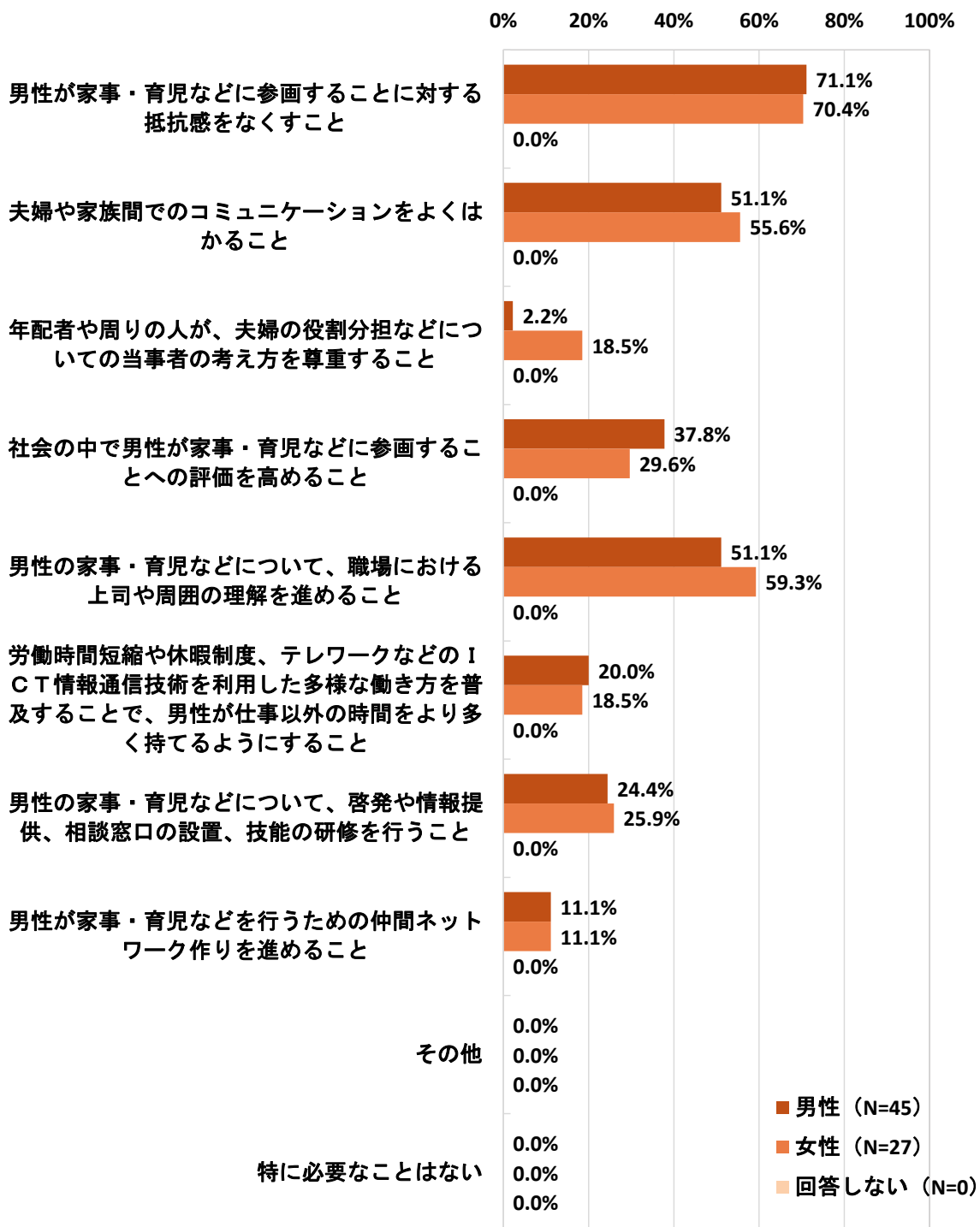
	総数	男性	女性	回答しない	総数 (N=285)	男性 (N=116)	女性 (N=167)	回答しない (N=2)
男性が家事・育児などに参画することに対する抵抗感をなくすこと	121	48	73	0	42.5%	41.4%	43.7%	0.0%
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	132	59	73	0	46.3%	50.9%	43.7%	0.0%
年配者や周りの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること	105	36	68	1	36.8%	31.0%	40.7%	50.0%
社会の中で男性が家事・育児などに参画することへの評価を高めること	95	40	54	1	33.3%	34.5%	32.3%	50.0%
男性の家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること	147	57	89	1	51.6%	49.1%	53.3%	50.0%
労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICT情報通信技術を利用した多様な働き方を普及することで、男性が仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	93	40	53	0	32.6%	34.5%	31.7%	0.0%
男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと	27	10	15	2	9.5%	8.6%	9.0%	100.0%
男性が家事・育児などを行うための仲間ネットワーク作りを進めること	27	7	19	1	9.5%	6.0%	11.4%	50.0%
その他	10	4	6	0	3.5%	3.4%	3.6%	0.0%
特に必要なことはない	4	3	1	0	1.4%	2.6%	0.6%	0.0%



「その他」の回答	回答数
こちらの質問は、何故、男性が主語のものが多いのでしょうか？全ての質問に対して、男性、女性共に、必要なことだと思います。	1
食事の準備、洗濯は女性の仕事だと認知している方が多数いること。休日でも女性が食事を作ること。ほとんどの世の男性は家事を何もしないこと。	1
手伝いではなく、自分が家事などの仕事の主任であり、相手は部署が違う主任として方針を協議する訓練の必修化がいる。	1
教育学校現場で啓発をしていくこと。	1
子育て介護は女性の方が向いていると思っています。男性の積極的な参画は正直あまり良く思いません。	1
町で男の料理教室等を企画してみても。	1
育児だけに目を向けるだけではなく、家族の介護技術の取得もしくは対象家庭は研修の義務付け。ただし老老介護者にはサービスの提供を試みる。など…	1
まずこの質問に違和感。女性も初めは何も知らないで、この質問自体が「女性がやってあたりまえ」と感じて無理。	1

### 【中学生】

	総数	男性	女性	回答しない	総数 (N=72)	男性 (N=45)	女性 (N=27)	回答しない (N=0)
男性が家事・育児などに参画することに対する抵抗感をなくすこと	51	32	19	0	70.8%	71.1%	70.4%	0.0%
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	38	23	15	0	52.8%	51.1%	55.6%	0.0%
年配者や周りの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること	6	1	5	0	8.3%	2.2%	18.5%	0.0%
社会の中で男性が家事・育児などに参画することへの評価を高めること	25	17	8	0	34.7%	37.8%	29.6%	0.0%
男性の家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること	39	23	16	0	54.2%	51.1%	59.3%	0.0%
労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICT情報通信技術を利用した多様な働き方を普及することで、男性が仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	14	9	5	0	19.4%	20.0%	18.5%	0.0%
男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと	18	11	7	0	25.0%	24.4%	25.9%	0.0%
男性が家事・育児などを行うための仲間ネットワーク作りを進めること	8	5	3	0	11.1%	11.1%	11.1%	0.0%
その他	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特に必要なことはない	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



## (8) 町内会や自治会の長、PTA会長などへの女性の参加について

設問：女性の社会参画が進みつつありますが、町内会や自治会の長、PTA会長などには、まだ、女性が少ないのが現実です。このような方針決定の過程に、女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。次の中から、あなたのお考えに近いものを3つまで選んでください。

### 【大人】

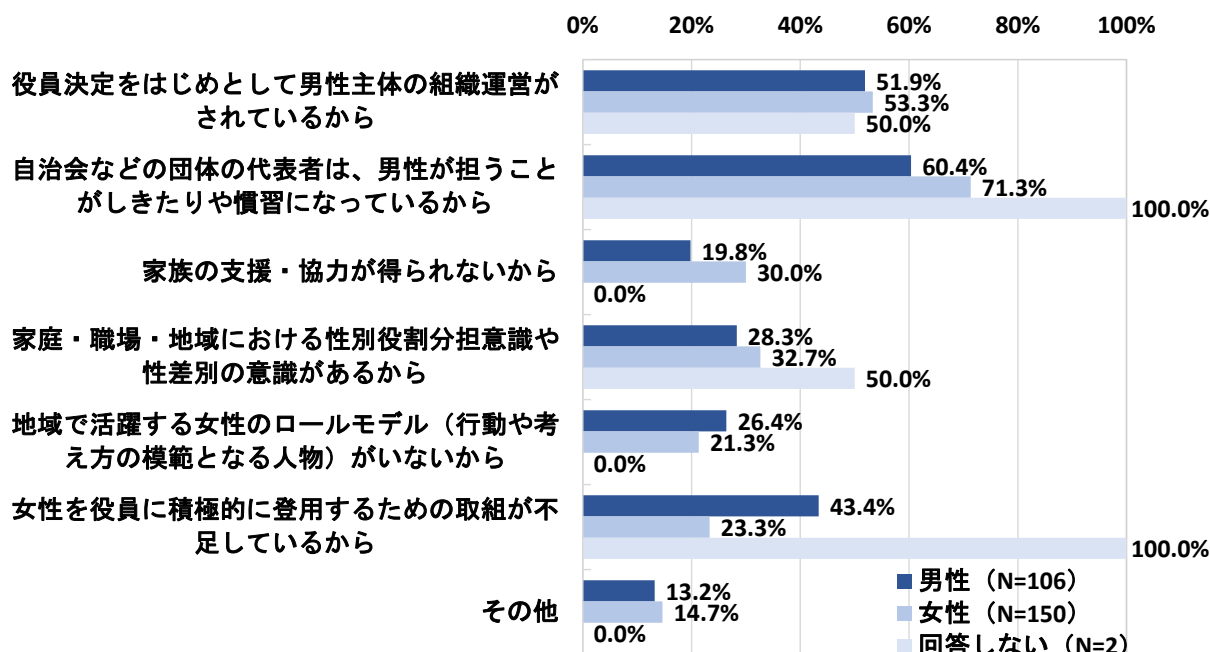
- ・男女の総計では、「自治会などの団体の代表者は、男性が担うことがしきたりや慣習になっているから」の割合が67.1%で最も多い。次いで「役員決定をはじめとして男性主体の組織運営がされているから」52.7%、「女性を役員に積極的に登用するための取組が不足しているから」32.2%の順に多い。
- ・男女ともに、「自治会などの団体の代表者は、男性が担うことがしきたりや慣習になっているから」の割合が最も多い。

### 【中学生】

- ・男女の総計では、「役員決定をはじめとして男性主体の組織運営がされているから」の割合が65.3%で最も多い。次いで「自治会などの団体の代表者は、男性が担うことがしきたりや慣習になっているから」59.7%、「女性を役員に積極的に登用するための取組が不足しているから」38.9%の順に多い。
- ・男女ともに、「役員決定をはじめとして男性主体の組織運営がされているから」の割合が最も多い。

### 【大人】

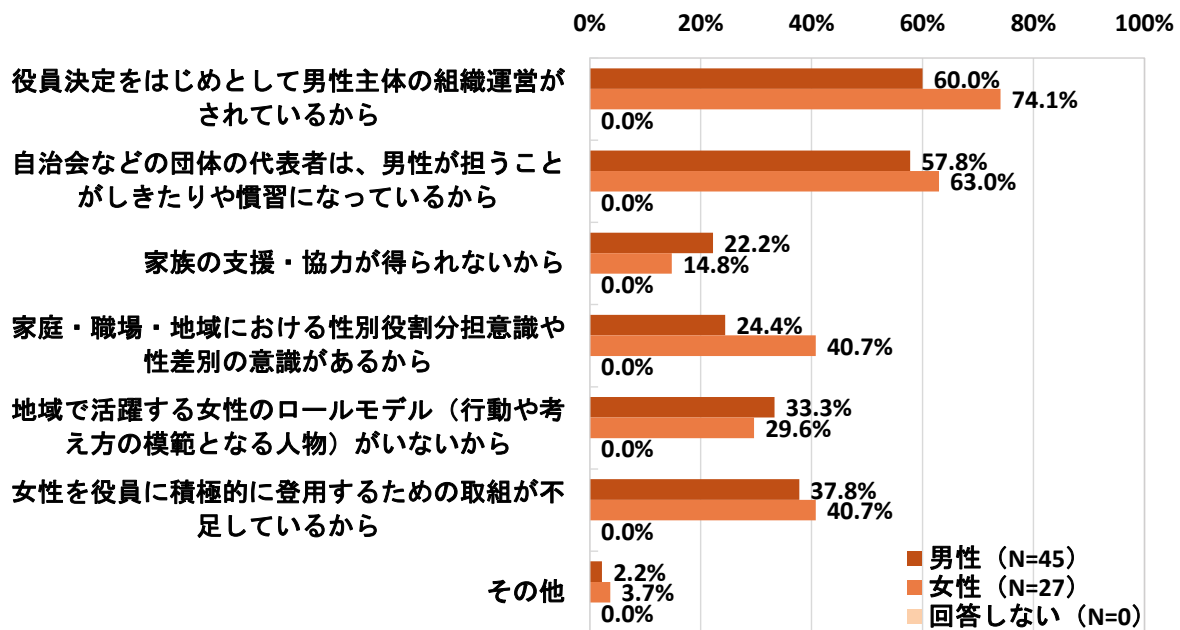
	総数	男性	女性	回答しない	総数 (N=258)	男性 (N=106)	女性 (N=150)	回答しない (N=2)
役員決定をはじめとして男性主体の組織運営がされているから	136	55	80	1	52.7%	51.9%	53.3%	50.0%
自治会などの団体の代表者は、男性が担うことがしきたりや慣習になっているから	173	64	107	2	67.1%	60.4%	71.3%	100.0%
家族の支援・協力が得られないから	66	21	45	0	25.6%	19.8%	30.0%	0.0%
家庭・職場・地域における性別役割分担意識や性差別の意識があるから	80	30	49	1	31.0%	28.3%	32.7%	50.0%
地域で活躍する女性のロールモデル（行動や考え方の模範となる人物）がないから	60	28	32	0	23.3%	26.4%	21.3%	0.0%
女性を役員に積極的に登用するための取組が不足しているから	83	46	35	2	32.2%	43.4%	23.3%	100.0%
その他	36	14	22	0	14.0%	13.2%	14.7%	0.0%



「その他」の回答	回答数
自身が望まない。	11
時間がなく手が回らない。	6
組織の中で「人」ではなく「性別」で見る傾向があるから。	1
母親が家にいることで安心する子どもが多いので、外に出るのは男性が主になってるのかと。	1
会合等が子育てしながらの時間帯に不向きであり、女性はこどもの対応、男性は外の行事というスタイルになってしまう印象	1
家事に加え、仕事をしないと生活できない社会になり、さらに地域の仕事まで女性の負担になっては、子育てどころでは無い。子供を産まない選択が増えていくと思います。	1
家庭で自治会の愚痴を聞かされ続け、視野が狭まり臆病になるから。	1
婦人部という女性は台所番が当たり前という自治会の在り方。(男性がおでんを作ってもよいと思う)	1
女性だからというのではなく、優秀な人なら男女問わない。	1
PTA 会長は男性だとトラブらないと聞いたことがあり、女性が多かったり、長になると、問題が起こりやすい気がします。男性が長になるのは良いことだと思っています。	1
5に近いのですが、そもそも女性がリーダーシップをとっている自治会があることを役員になったことのない人や役員等から長期間離れている人たちが知らないこと。興味のなさ。	1
女性は本能的に家庭が一番だから、必然的に男性の役回りになる。	1
男女ともにもっと負担なく行える内容にすること。	1
女性が抜けた穴（家事・育児）を男性が担えないから。	1
祭りやイベントに積極的に女性を入れ仕事を任せては！	1
男性がやればよいと思っているから。	1
人の上に立ち責任をとるということに慣れていない人が少ない。またやりたくないという主張が女性の方が許されやすい気がする。	1
しきたりという程ではなくとも男性が担う慣習になってはいる。	1
女性男性の性差に関わらず各組織に属して活動を行うことへの関心が薄れつつあるため後継者の選任に苦慮しており女性登用以前に限られた人の中で選ばざるをえない状況となっているため、結果的に参画が少なくなっているのではないかと私は考えております。	1

【中学生】

	総数	男性	女性	回答しない	総数 (N=72)	男性 (N=45)	女性 (N=27)	回答しない (N=0)
役員決定をはじめとして男性主体の組織運営がされているから	47	27	20	0	65.3%	60.0%	74.1%	0.0%
自治会などの団体の代表者は、男性が担うことがしきたりや慣習になっているから	43	26	17	0	59.7%	57.8%	63.0%	0.0%
家族の支援・協力が得られないから	14	10	4	0	19.4%	22.2%	14.8%	0.0%
家庭・職場・地域における性別役割分担意識や性差別の意識があるから	22	11	11	0	30.6%	24.4%	40.7%	0.0%
地域で活躍する女性のロールモデル（行動や考え方の模範となる人物）がないから	23	15	8	0	31.9%	33.3%	29.6%	0.0%
女性を役員に積極的に登用するための取組が不足しているから	28	17	11	0	38.9%	37.8%	40.7%	0.0%
その他	2	1	1	0	2.8%	2.2%	3.7%	0.0%



「その他」の回答	回答数
昔からの暗黙のルールみたいな雰囲気があるから。	1
自身が望まない。	1

## (9) 活動別の意見の反映について

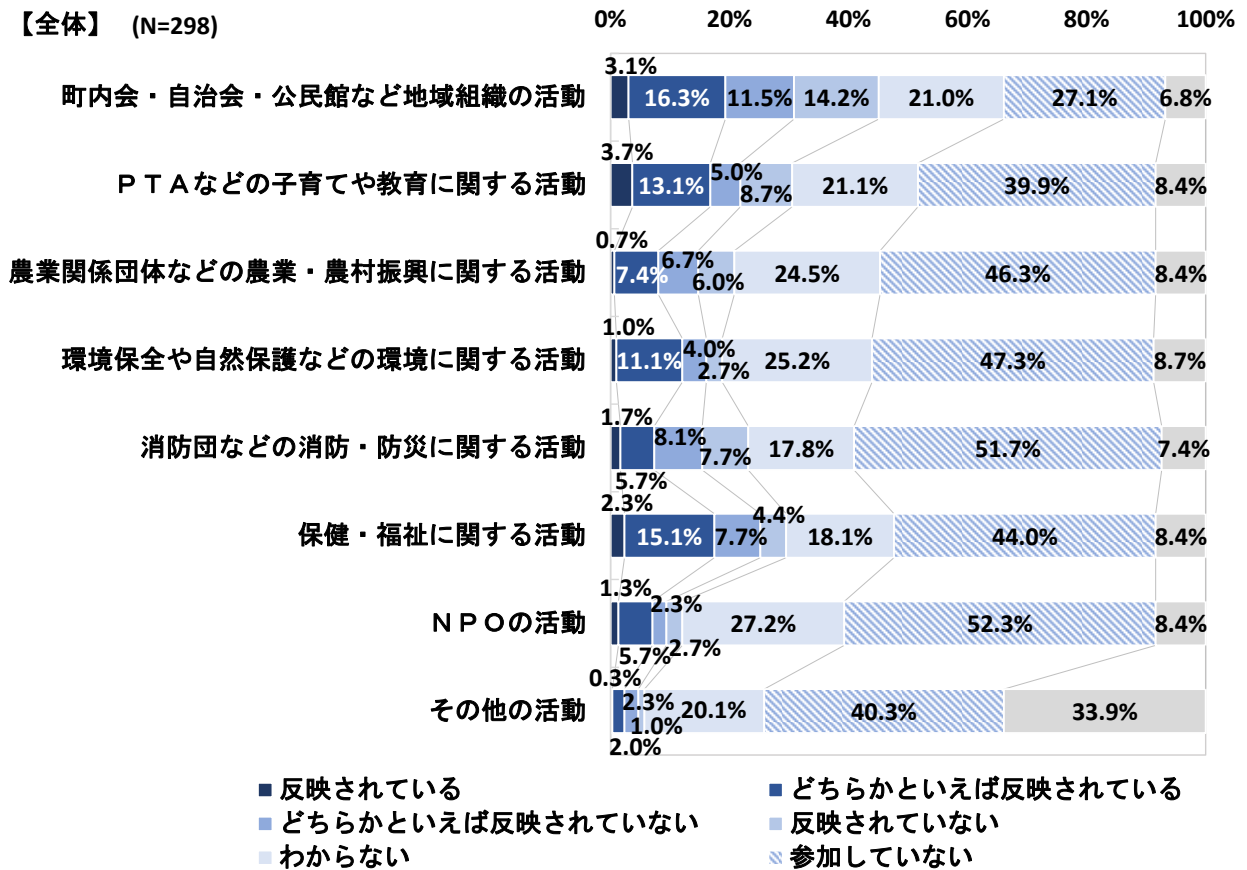
設問：あなたが、現在参加している活動についてお尋ねします。あなたが参加している活動において、その活動方針や活動計画にあなた自身の意見は反映されていると思いますか。A～H それぞれにつき、該当する番号に○を付けてください。

### ① 全体

#### 【大人】

・「反映されている」「どちらかといえば反映されている」の合計が最も高かったのは、「町内会・自治会・公民館など地域組織の活動」19.4%。次いで「保健・福祉に関する活動」が17.4%、「PTAなどの子育てや教育に関する活動」が16.8%。

#### 【全体】 (N=298)

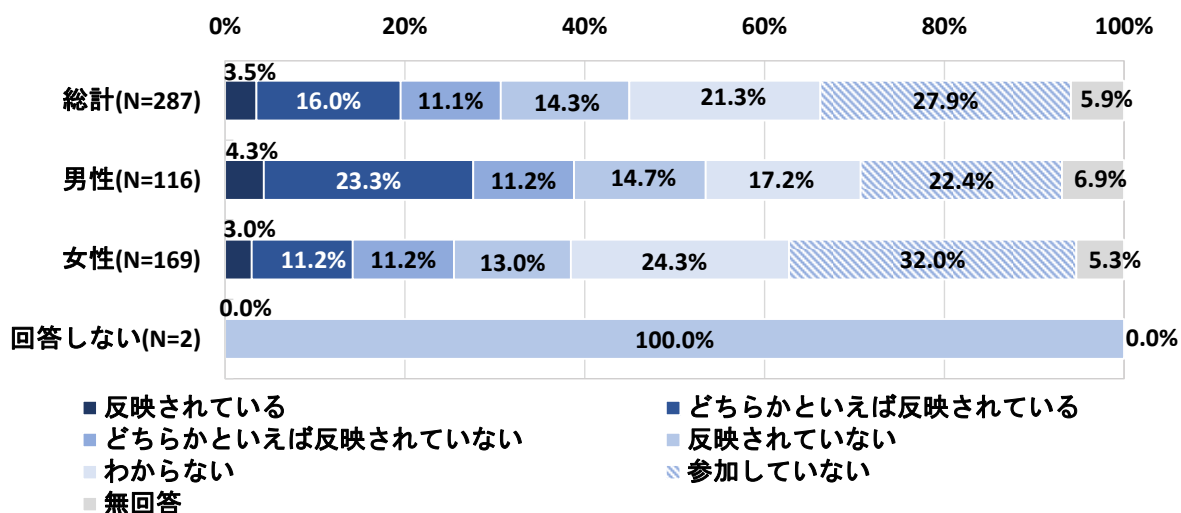


## ② 町内会・自治会・公民館など地域組織の活動

- ・男女の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は19.5%。
- ・男性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は27.6%。
- ・女性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は14.2%。

### 【大人】

	反映されている	どちらかといえば反映されている	どちらかといえば反映されていない	反映されていない	わからない	参加していない	無回答	合計
総計 (N=287)	3.5%	16.0%	11.1%	14.3%	21.3%	27.9%	5.9%	100.0%
男性 (N=116)	4.3%	23.3%	11.2%	14.7%	17.2%	22.4%	6.9%	100.0%
女性 (N=169)	3.0%	11.2%	11.2%	13.0%	24.3%	32.0%	5.3%	100.0%
回答しない (N=2)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



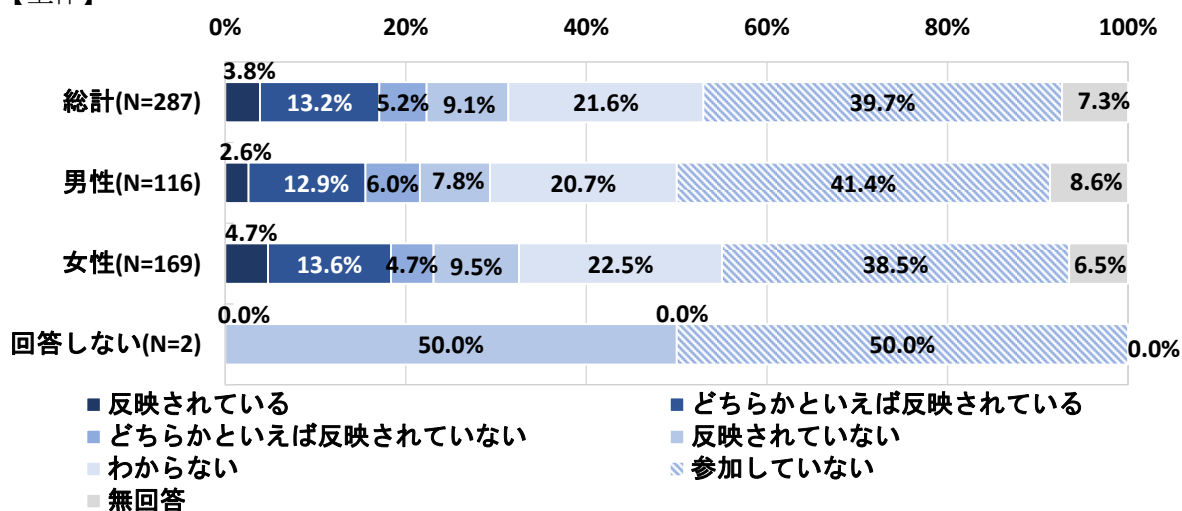
### ③ P T A などの子育てや教育に関する活動

- ・男女の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は 17.0%。
- ・男性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は 15.5%。
- ・女性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は 18.3%。
- ・30代、40代の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は 20.8%。

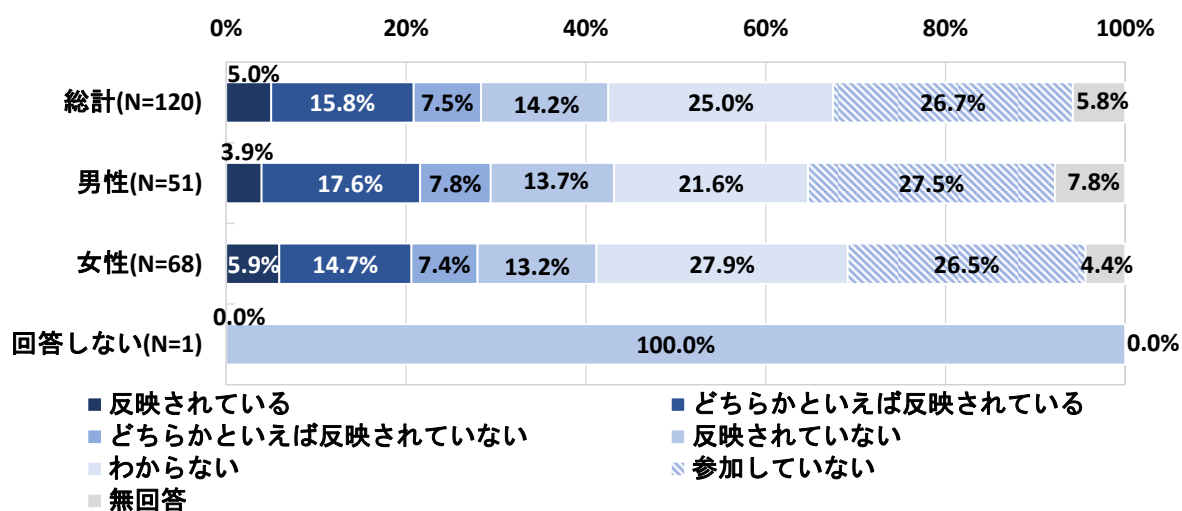
#### 【大人】

	反映されている	どちらかといえば反映されている	どちらかといえば反映されていない	反映されていない	わからない	参加していない	無回答	合計
総計 (N=287)	3.8%	13.2%	5.2%	9.1%	21.6%	39.7%	7.3%	100.0%
男性 (N=116)	2.6%	12.9%	6.0%	7.8%	20.7%	41.4%	8.6%	100.0%
女性 (N=169)	4.7%	13.6%	4.7%	9.5%	22.5%	38.5%	6.5%	100.0%
回答しない (N=2)	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%

#### 【全体】



#### 【30代、40代】



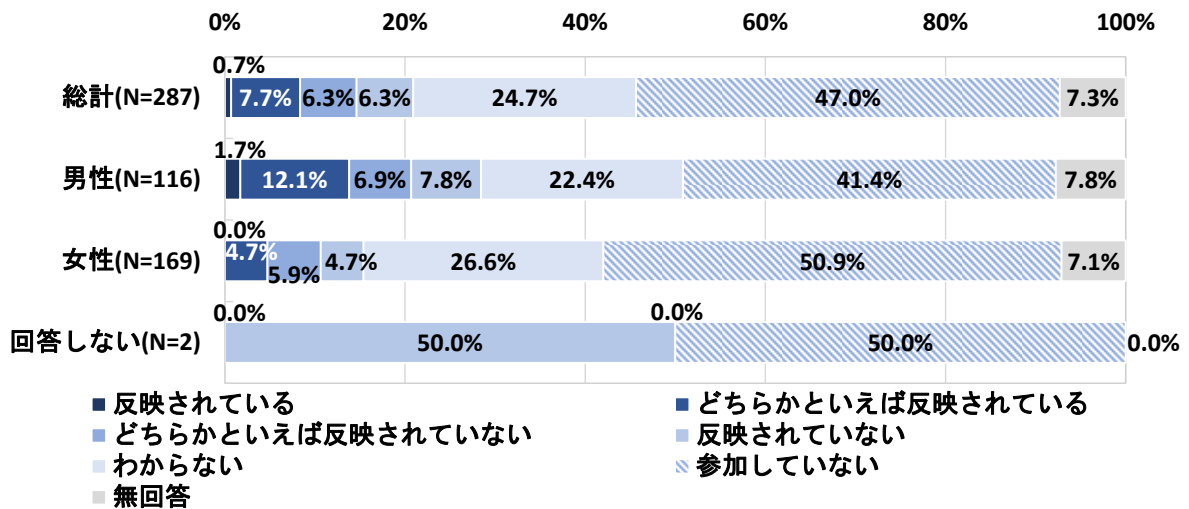
#### ④ 農業関係団体などの農業・農村振興に関する活動

- ・男女の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は8.4%。
- ・男性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は13.8%。
- ・女性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は4.7%。
- ・「参加していない」を省いた総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は15.8%。

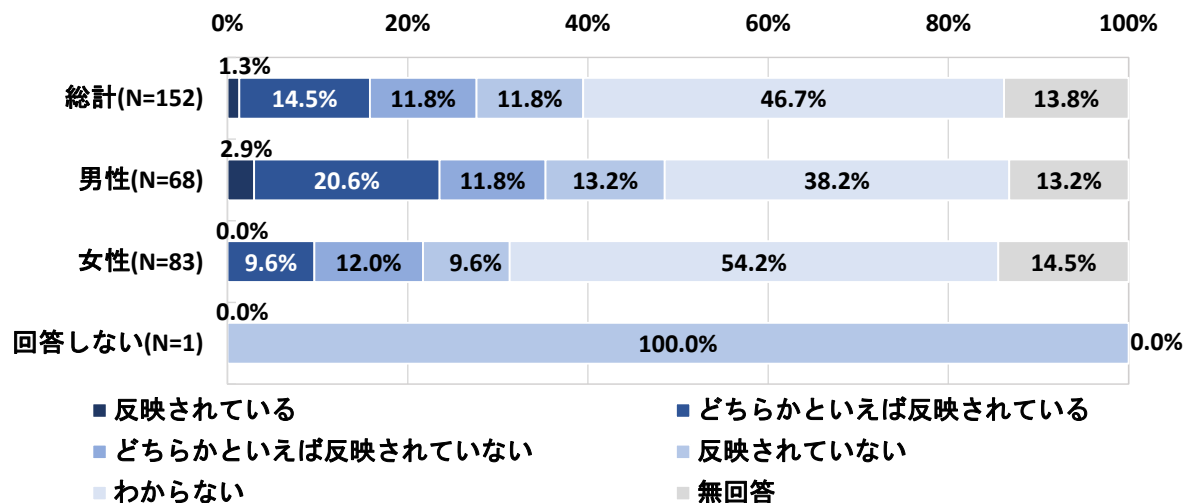
#### 【大人】

	反映されている	どちらかといえば反映されている	どちらかといえば反映されていない	反映されていない	わからない	参加していない	無回答	合計
総計 (N=287)	0.7%	7.7%	6.3%	6.3%	24.7%	47.0%	7.3%	100.0%
男性 (N=116)	1.7%	12.1%	6.9%	7.8%	22.4%	41.4%	7.8%	100.0%
女性 (N=169)	0.0%	4.7%	5.9%	4.7%	26.6%	50.9%	7.1%	100.0%
回答しない (N=2)	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%

#### 【全体】



#### 【「参加していない」を省く】

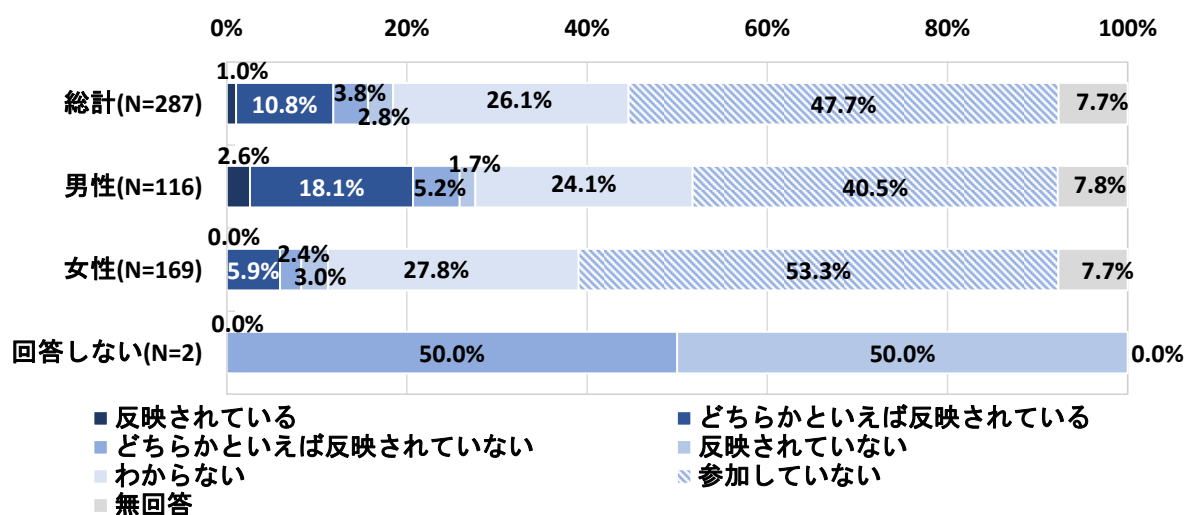


⑤ 環境保全や自然保護などの環境に関する活動

- ・男女の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は11.8%。
- ・男性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は20.7%。
- ・女性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は5.9%。

【大人】

	反映されている	どちらかといえば反映されている	どちらかといえば反映されていない	反映されていない	わからない	参加していない	無回答	合計
総計 (N=287)	1.0%	10.8%	3.8%	2.8%	26.1%	47.7%	7.7%	100.0%
男性 (N=116)	2.6%	18.1%	5.2%	1.7%	24.1%	40.5%	7.8%	100.0%
女性 (N=169)	0.0%	5.9%	2.4%	3.0%	27.8%	53.3%	7.7%	100.0%
回答しない (N=2)	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



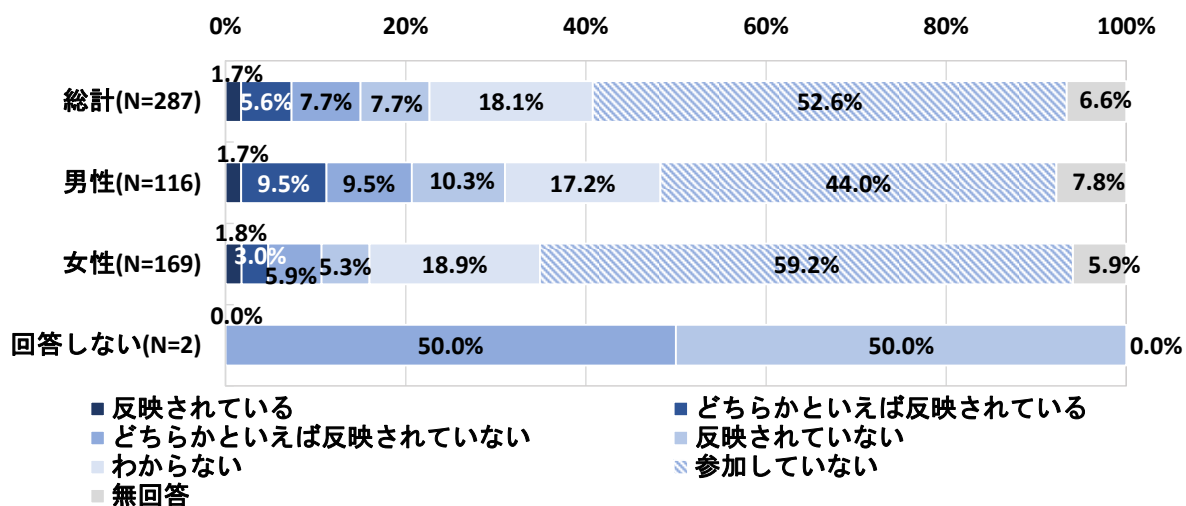
## ⑥ 消防団などの消防・防災に関する活動

- ・男女の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は7.3%。
- ・男性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は11.2%。
- ・女性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は4.8%。
- ・20代～40代の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は7.2%。

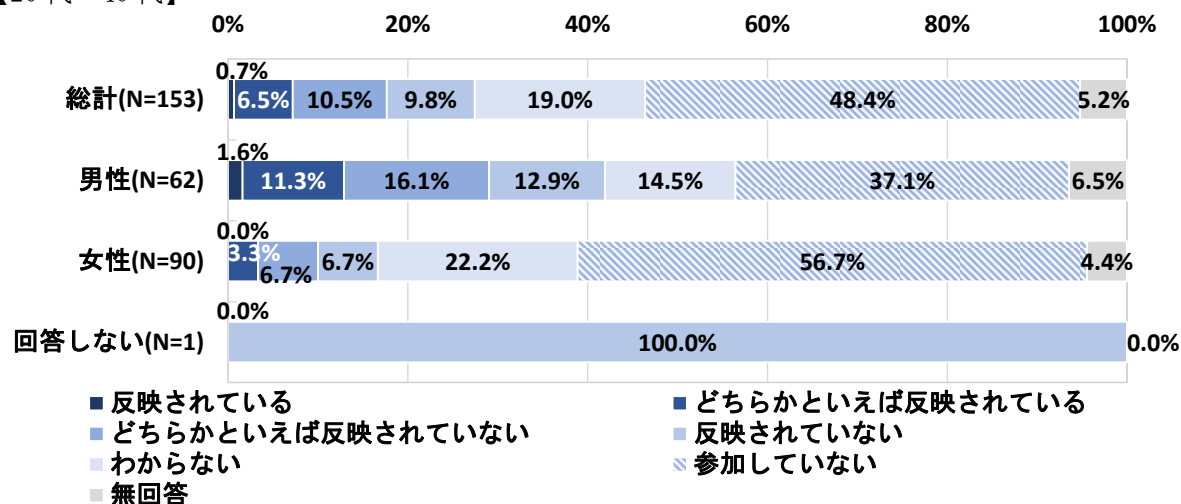
### 【大人】

	反映されている	どちらかといえば反映されている	どちらかといえば反映されていない	反映されていない	わからない	参加していない	無回答	合計
総計 (N=287)	1.7%	5.6%	7.7%	7.7%	18.1%	52.6%	6.6%	100.0%
男性 (N=116)	1.7%	9.5%	9.5%	10.3%	17.2%	44.0%	7.8%	100.0%
女性 (N=169)	1.8%	3.0%	5.9%	5.3%	18.9%	59.2%	5.9%	100.0%
回答しない (N=2)	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

### 【全体】



### 【20代～40代】

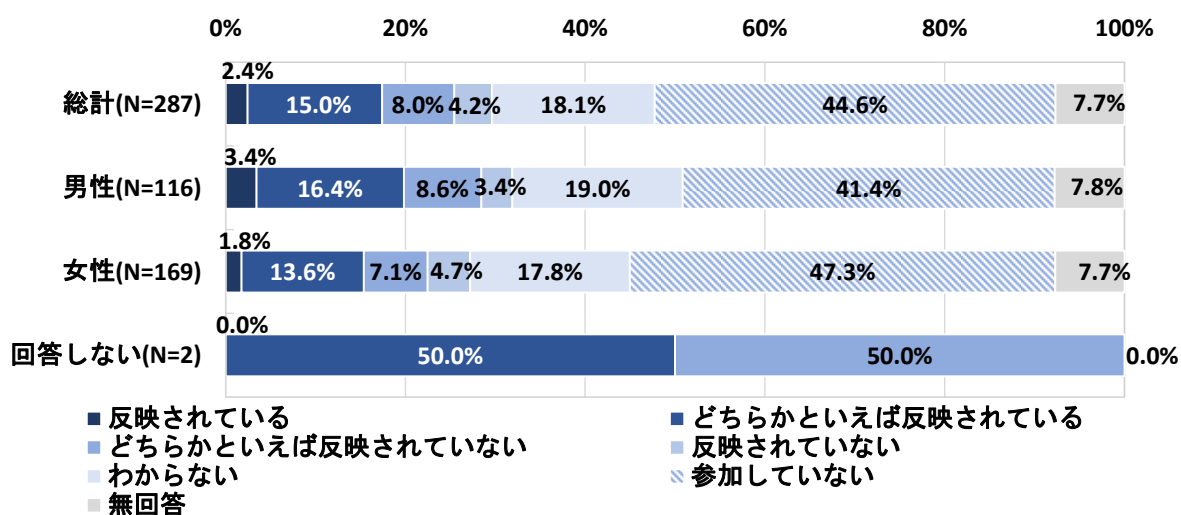


⑦ 保健・福祉に関する活動

・男女の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は17.4%。  
 ・男性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は19.8%。  
 ・女性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は15.4%。

【大人】

	反映されている	どちらかといえば反映されている	どちらかといえば反映されていない	反映されていない	わからない	参加していない	無回答	合計
総計 (N=287)	2.4%	15.0%	8.0%	4.2%	18.1%	44.6%	7.7%	100.0%
男性 (N=116)	3.4%	16.4%	8.6%	3.4%	19.0%	41.4%	7.8%	100.0%
女性 (N=169)	1.8%	13.6%	7.1%	4.7%	17.8%	47.3%	7.7%	100.0%
回答しない (N=2)	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

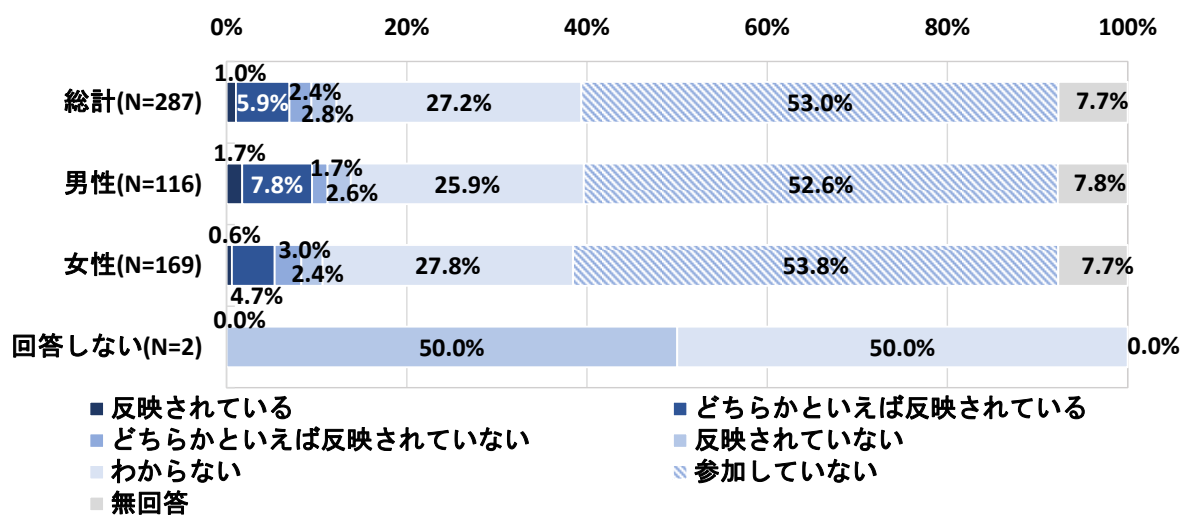


⑧ NPOの活動

- ・男女の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は6.9%。
- ・男性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は9.5%。
- ・女性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は5.3%。

【大人】

	反映されている	どちらかといえば反映されている	どちらかといえば反映されていない	反映されていない	わからない	参加していない	無回答	合計
総計 (N=287)	1.0%	5.9%	2.4%	2.8%	27.2%	53.0%	7.7%	100.0%
男性 (N=116)	1.7%	7.8%	1.7%	2.6%	25.9%	52.6%	7.8%	100.0%
女性 (N=169)	0.6%	4.7%	3.0%	2.4%	27.8%	53.8%	7.7%	100.0%
回答しない (N=2)	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%

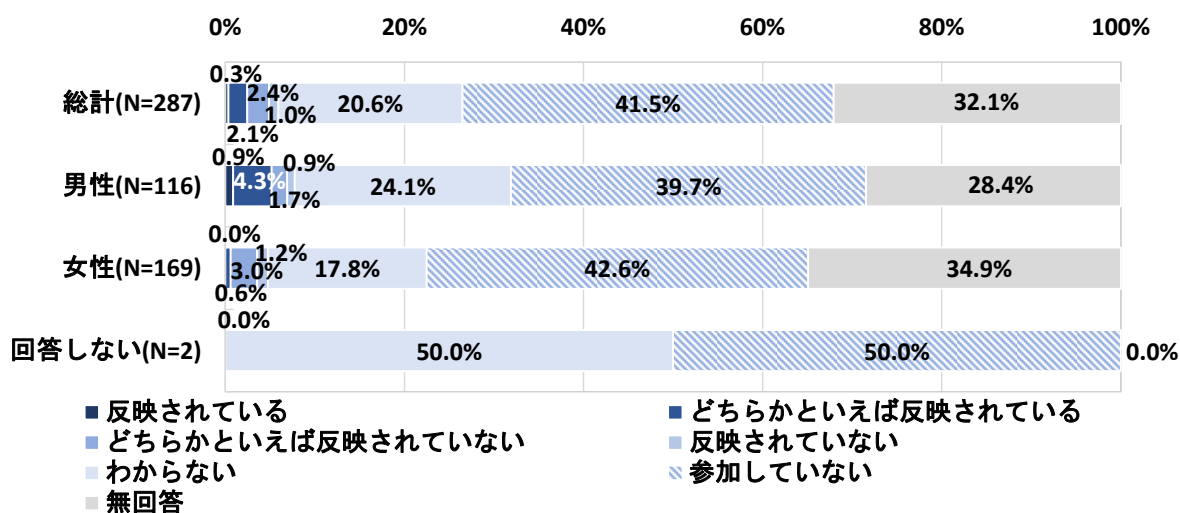


⑨ その他の活動

- ・男女の総計では、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は2.4%。
- ・男性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は5.2%。
- ・女性は、「反映されている」と「どちらかといえば反映されている」の合計は0.6%。

【大人】

	反映されている	どちらかといえば反映されている	どちらかといえば反映されていない	反映されていない	わからない	参加していない	無回答	合計
総計 (N=287)	0.3%	2.1%	2.4%	1.0%	20.6%	41.5%	32.1%	100.0%
男性 (N=116)	0.9%	4.3%	1.7%	0.9%	24.1%	39.7%	28.4%	100.0%
女性 (N=169)	0.0%	0.6%	3.0%	1.2%	17.8%	42.6%	34.9%	100.0%
回答しない (N=2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%



「その他の活動」の具体的な回答	回答数
子ども地域に対しての支え合いや、ボランティア	1
スポーツ関係	1
研究室	1

## (10) 防災・減災への女性意見の反映について

設問：防災、減災に女性からの意見を反映するために必要なものは何ですか。(複数回答可)

### 【大人】

・「市町村地域防災計画策定への参画」と「女性防災リーダーの育成」が同率で41.2%と最も多い。

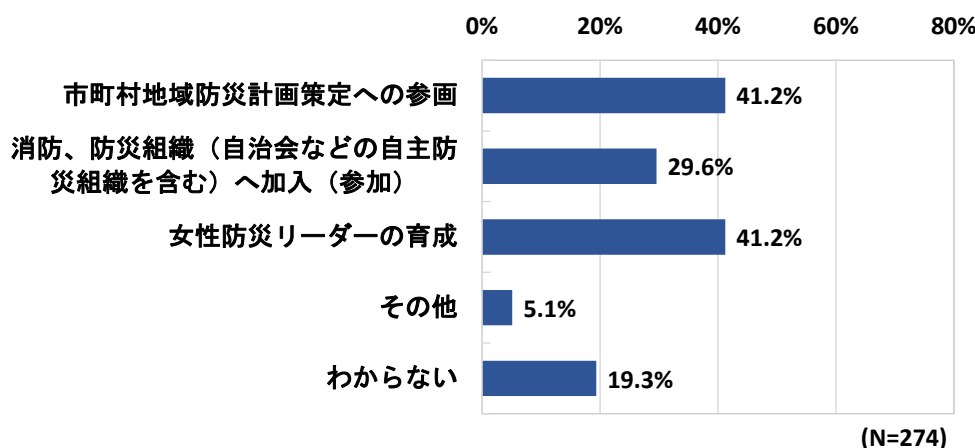
### 【中学生】

・「女性防災リーダーの育成」が最も多く64.4%。次いで「消防、防災組織（自治会などの自主防災組織を含む）へ加入（参加）」が31.5%。

### 【大人】

(N=274)

	人数	割合
市町村地域防災計画策定への参画	113	41.2%
消防、防災組織（自治会などの自主防災組織を含む）へ加入（参加）	81	29.6%
女性防災リーダーの育成	113	41.2%
その他	14	5.1%
わからない	53	19.3%
回答数	374	

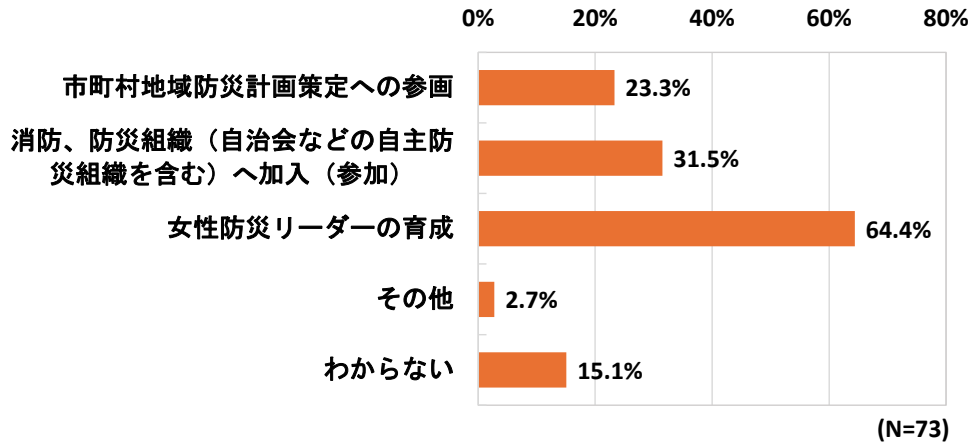


「その他」の回答	回答数
性別に関わらずニーズを聞き出すこと。内容が公平であれば決定するのは男性でも構わない。	1
分館対抗のバレーやバドをやめて避難所運営訓練をし、その場で意見を回収する。お年寄りや子連れなるべく参加してもらおう。アンケート回収の間は職員が子供をみている。	1
訓練等に参加した時に生の意見を聞く。	1
1.2.3は強く希望しません。	1
女性と特定せず、幅広く意見を集めた方が良いと思う。	1
現場での意見は問題なく思えるものも外部公開可能にして、誰かに願いや需要が届くようにしてほしい。	1
防災避難などにおいて、女性に視点が反映されること。入浴用便、更衣。	1
女性が…というより、全体に若い方の意見を取り入れると変化があると思う。	1
匿名で役場に意見を伝えられやすくする。	1
女性はやりたくないと思います。	1
女性目線で意見を聞いて取り入れてくれること。	1
平等に意見が言えることが大切。男：8、女：2では何も変わらない。	1
まず意見を聞こうとする姿勢が必要だと思います。	1
女性からの意見が反映されていないとは思っていない。	1
①②等の活動を通じて意見を発する、聞く場をつくること。(性別に関わらず多様な立場の人々が参加できる場をつくる)	1

【中学生】

(N=73)

	人数	割合
市町村地域防災計画策定への参画	17	23.3%
消防、防災組織（自治会などの自主防災組織を含む）へ加入（参加）	23	31.5%
女性防災リーダーの育成	47	64.4%
その他	2	2.7%
わからない	11	15.1%
回答数	100	



「その他」の回答	回答数
呼びかけなどをして理解を深める。	1
反映するのが普通だと思う。	1

## (11) DVについて

設問：あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口があることをご存知ですか。

### 【大人】

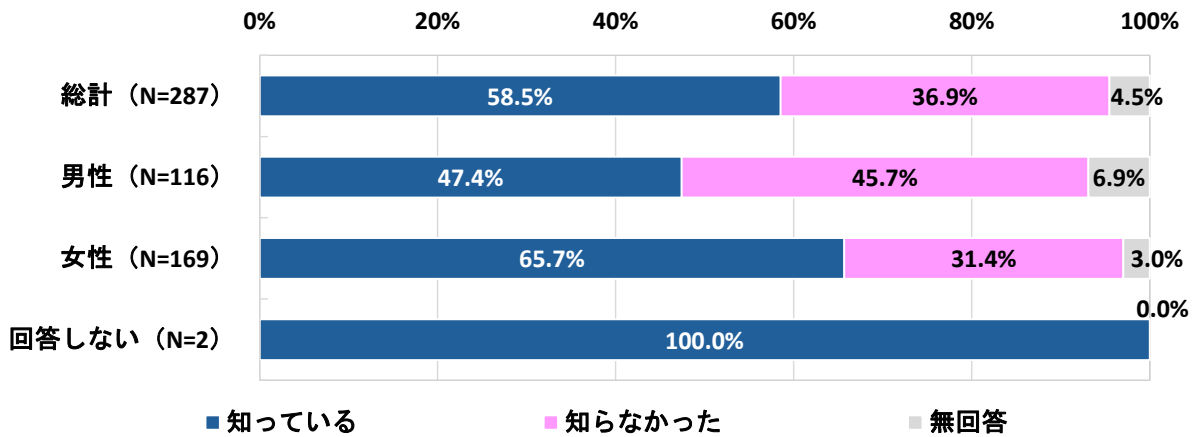
- ・男女の総計では「知っている」が58.5%、「知らなかった」が36.9%。
- ・男性は「知っている」が47.4%、女性は「知っている」が65.7%。

### 【中学生】

- ・男女の総計では「知っている」が49.3%、「知らなかった」が50.7%。
- ・男性は「知っている」が50.0%、女性は「知っている」が48.1%。

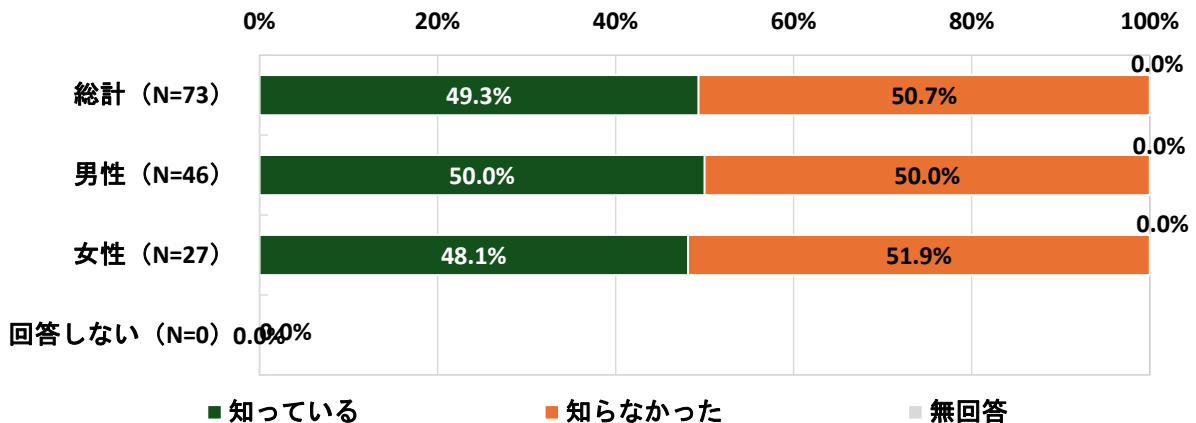
### 【大人】

	総計	男性	女性	回答しない	総計 (N=287)	男性 (N=116)	女性 (N=169)	回答しない (N=2)
知っている	168	55	111	2	58.5%	47.4%	65.7%	100.0%
知らなかった	106	53	53	0	36.9%	45.7%	31.4%	0.0%
無回答	13	8	5	0	4.5%	6.9%	3.0%	0.0%



### 【中学生】

	総計	男性	女性	回答しない	総計 (N=73)	男性 (N=46)	女性 (N=27)	回答しない (N=0)
知っている	36	23	13	0	49.3%	50.0%	48.1%	0.0%
知らなかった	37	23	14	0	50.7%	50.0%	51.9%	0.0%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



## (12) 男女共同参画社会を推進するための具体的な施策について

設問：男女共同参画社会を推進するための具体的な施策として、行政がさらに力を入れたらよいと思う項目はありますか？ 次の中から3つ以内でお選び下さい。

### 【大人】

・男女の総計では「育児・介護休業法」の浸透と充実が最も多く46.8%、次いで「公的な介護サービスの充実」41.5%、「保育時間の延長など保育内容の充実」が29.8%である。

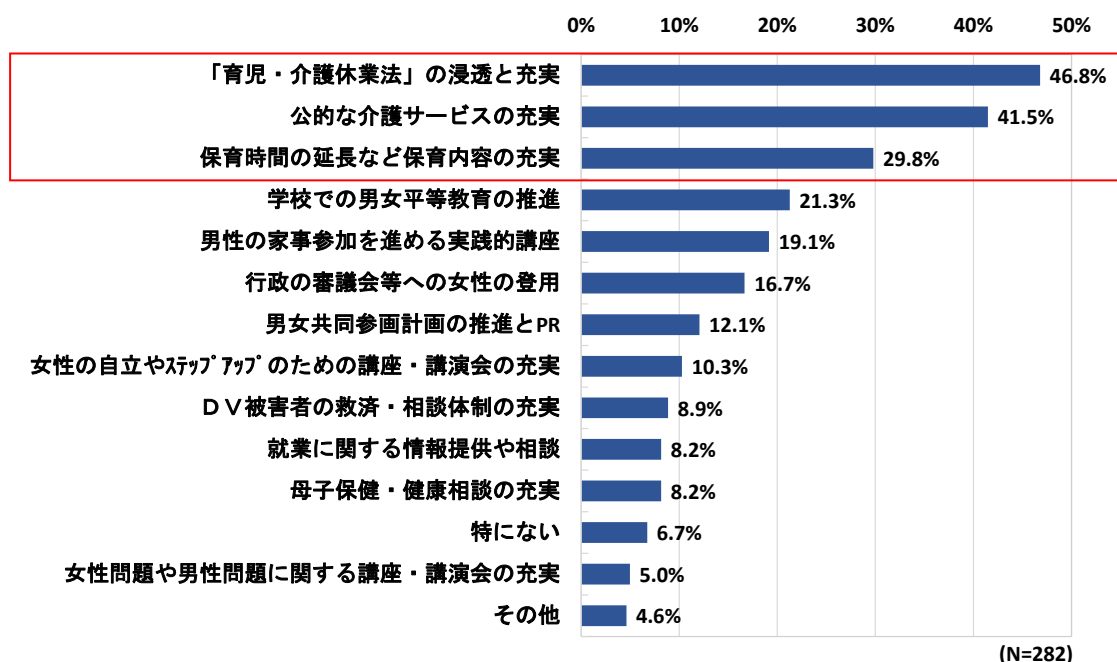
### 【中学生】

・男女の総計では「育児・介護休業法」の浸透と充実が最も多く49.3%、次いで「学校での男女平等教育の推進」42.5%、「女性問題や男性問題に関する講座・講演会の充実」が28.8%である。

### 【大人】

(N=282)

	件数	割合
「育児・介護休業法」の浸透と充実	132	46.8%
公的な介護サービスの充実	117	41.5%
保育時間の延長など保育内容の充実	84	29.8%
学校での男女平等教育の推進	60	21.3%
男性の家事参加を進める実践的講座	54	19.1%
行政の審議会等への女性の登用	47	16.7%
男女共同参画計画の推進とPR	34	12.1%
女性の自立やステップアップのための講座・講演会の充実	29	10.3%
DV被害者の救済・相談体制の充実	25	8.9%
就業に関する情報提供や相談	23	8.2%
母子保健・健康相談の充実	23	8.2%
特にない	19	6.7%
女性問題や男性問題に関する講座・講演会の充実	14	5.0%
その他	13	4.6%



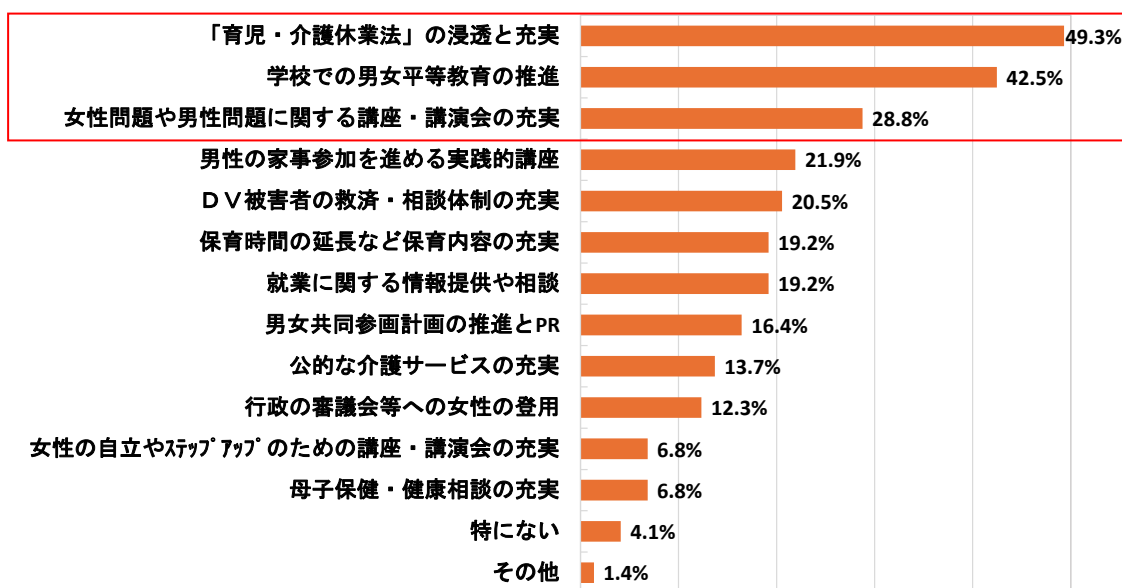
「その他」の回答	回答数
諸会議への男女同数での参画を規定。	1
地区行事の数の減少(消防団、町の役)。	1
幼保で父親向けにワンオペ育児体験イベントを開く。	1
保育時間の延長はありがたいが、子どもの生活を考えると、一時的な事なのでその時期は子どもの生活を優先すると考えを変えることも大切だと思う。	1
共働きをしなくてはならない社会の改善。	1
優秀な若い人の登用。	1
強制的に組織の上層に女性を就かせる仕組み。	1
減税。	1
60歳以上の町民の男性上位意識の改革。	1
企業との連携。	1
若い意見を取り入れる。	1
無痛分娩の普及促進による産休期間の短縮、男性の育休促進。	1

【中学生】

(N=73)

	件数	割合
「育児・介護休業法」の浸透と充実	36	49.3%
学校での男女平等教育の推進	31	42.5%
女性問題や男性問題に関する講座・講演会の充実	21	28.8%
男性の家事参加を進める実践的講座	16	21.9%
DV被害者の救済・相談体制の充実	15	20.5%
保育時間の延長など保育内容の充実	14	19.2%
就業に関する情報提供や相談	14	19.2%
男女共同参画計画の推進とPR	12	16.4%
公的な介護サービスの充実	10	13.7%
行政の審議会等への女性の登用	9	12.3%
女性の自立やステップアップのための講座・講演会の充実	5	6.8%
母子保健・健康相談の充実	5	6.8%
特にない	3	4.1%
その他	1	1.4%

0% 10% 20% 30% 40% 50%



(N=73)

「その他」の回答	回答数
女性だからなどをやめる。	1

### (13) 政策決定の場への女性参加について

設問：あなたは、国・県・町の議員や審議会委員等の政策決定の場に、女性が増えることで何を期待しますか？ 次の中から2つ以内でお選び下さい。

#### 【大人】

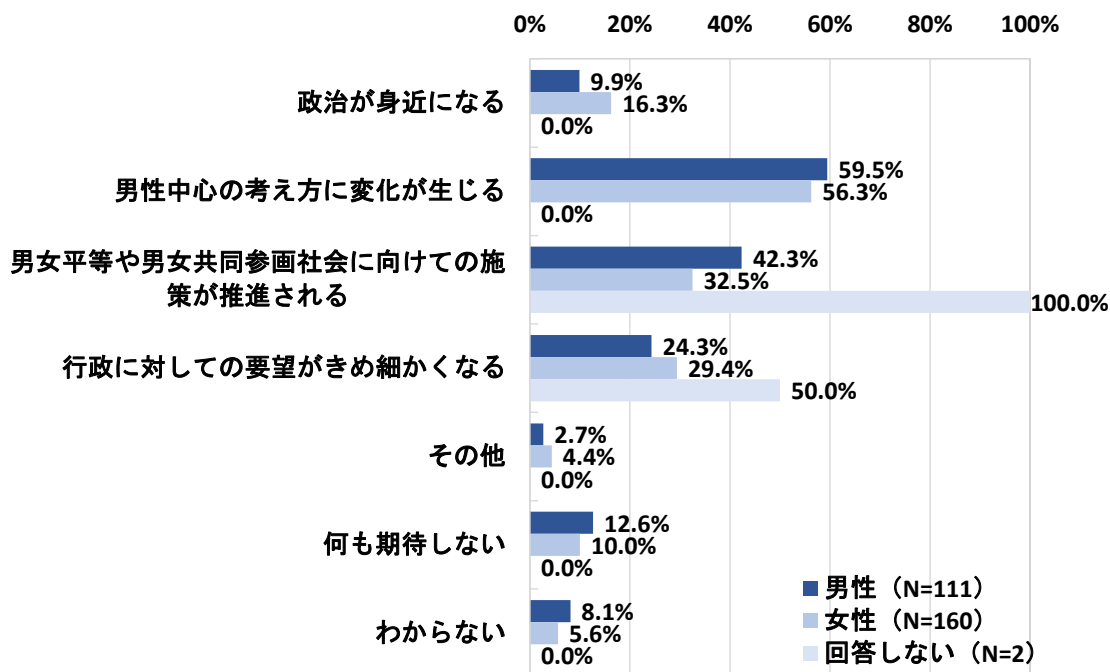
・男女の総計では「男性中心の考え方に変化が生じる」が最も多く57.1%、次いで「男女平等や男女共同参画社会に向けての施策が推進される」37.0%、「行政に対しての要望がきめ細くなる」が27.5%である。

#### 【中学生】

・男女の総計では、「男性中心の考え方に変化が生じる」が最も多く61.6%、次いで「男女平等や男女共同参画社会に向けての施策が推進される」58.9%、「政治が身近になる」と「行政に対しての要望がきめ細くなる」が同率で17.8%である。

#### 【大人】

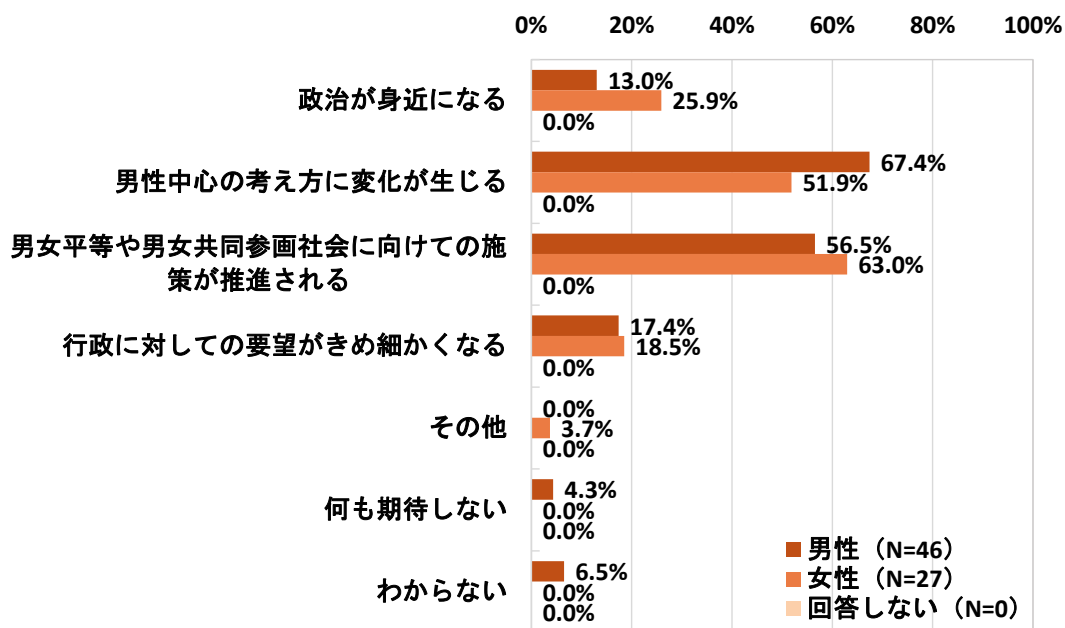
	総数	男性	女性	回答しない	総数 (N=273)	男性 (N=111)	女性 (N=160)	回答しない (N=2)
政治が身近になる	37	11	26	0	13.6%	9.9%	16.3%	0.0%
男性中心の考え方に変化が生じる	156	66	90	0	57.1%	59.5%	56.3%	0.0%
男女平等や男女共同参画社会に向けての施策が推進される	101	47	52	2	37.0%	42.3%	32.5%	100.0%
行政に対しての要望がきめ細くなる	75	27	47	1	27.5%	24.3%	29.4%	50.0%
その他	10	3	7	0	3.7%	2.7%	4.4%	0.0%
何も期待しない	30	14	16	0	11.0%	12.6%	10.0%	0.0%
わからない	18	9	9	0	6.6%	8.1%	5.6%	0.0%



「その他」の回答	回答数
多様性	4
子育て支援	2
女性の視点からの政策	2
減税	1
男女問わず適材	1

【中学生】

	総数	男性	女性	回答しない	総数 (N=273)	男性 (N=111)	女性 (N=160)	回答しない (N=2)
政治が身近になる	13	6	7	0	17.8%	13.0%	25.9%	0.0%
男性中心の考え方に変化が生じる	45	31	14	0	61.6%	67.4%	51.9%	0.0%
男女平等や男女共同参画社会に向けての施策が推進される	43	26	17	0	58.9%	56.5%	63.0%	0.0%
行政に対しての要望がきめ細かくなる	13	8	5	0	17.8%	17.4%	18.5%	0.0%
その他	1	0	1	0	1.4%	0.0%	3.7%	0.0%
何も期待しない	2	2	0	0	2.7%	4.3%	0.0%	0.0%
わからない	3	3	0	0	4.1%	6.5%	0.0%	0.0%



「その他」の回答	回答数
女性に寄り添える政策増	1

## (14) 自由回答

設問：これからの男女共同参画社会に向けた取り組みについて、ご意見、ご提案がありましたらご自由にお書き下さい。

### 【大人】

回答の内容	回答数
<b>要 因</b>	<b>6</b>
世代間の意識の差	3
昔からの教育・習慣・慣習による	2
男性が女性を下に見ている	1
<b>改善策</b>	<b>39</b>
女性が参加・働きやすい（継続的にキャリアを積み上げられる）環境の整備	6
会社が子育てに対して理解のある職場環境・体制を整える	5
子育て世代への支援の充実	5
子どもの頃からの意識改革が必要	3
男性の家事・育児休暇の促進	3
自治会の活動などの負担を軽減する（WEB上、会合を減らすなど）	3
行政のサポート（相談、協力）	3
社会・家庭での話し合いが必要	2
女性の意識改革	2
男性の意識改革（学びの場があると良い）	2
女性の政治家・役職・役員への登用	1
女性が意見しやすく、女性の意見が反映される環境を整える	1
地域で支え合うことができる町にする	1
仕事のマニュアルを決めるなどして、誰でも正當に評価され、働きやすい環境を作る	1
既存の慣習を見直し、現代社会に合わせて変化させる	1
<b>意 見</b>	<b>29</b>
男女関係なく1人の人間として尊重される、真に平等な社会を目指したい	5
多様性の実現	4
従来の固定観念が薄れ、状況が改善されている	3
男女を分けていることが不自然	2
家事・育児は男女ともに行うべき	2
男女平等にこだわらない方が良い	2
生活や精神的な余裕がない(ゆとりのある生活が必要)	2
男女の特性を生かし協力し合うことを目指す社会	1
高齢者ではなく、若い世代が主体にならなければ変わらない	1
学校の行事など親の負担が大きい	1
男女の性によって向いている仕事がある	1
男女平等ではなく女尊男卑に傾倒している	1
従来の男女の役割の違いが女性に有利に働いていることがあり、違和感を感じる	1
リーダーとなることを望んでいる女性が周りに少ない	1
既存の慣習を古いものとして否定するのは良くない	1
男女の給料の差がある	1
<b>要 望</b>	<b>5</b>
DVに関して町報などで取り上げてほしい	1
育児中・育児後の働き方・働ける場に限りがあるためサポートを充実させて欲しい	1
家庭内から変化に向けて1人1人が意識できる様な行政のPR（ポスター、冊子など）がほしい	1
かつてのように、隣近所の付き合いが密になるような社会が望ましい	1

回答の内容	回答数
北欧など女性の進出率が高い国をモデルケースとして具体的な施策を取り込みたい	1
その他	12
男女共同参画という言葉自体変えても良い	1
男女共同参画社会の前提を共有すべき	1
夫婦別姓に関し、姓を変える際の模擬体験をしたりするべき	1
最新の調査に基づいて質問してほしい	1
男女共同参画社会は、どの仕事も正しく評価され、感謝されることを目指す社会である	1
DV等は個人の性格、生まれ育った環境、生活スタイルがあるので講座、話し合いでは変えられない	1
全体を通して設問の意図が抽象的すぎて回答ができない（わからない）ものが多い	1
ガンバレ小布施町!! 地方政治は腐っていない!! 国に負けるな!!	1
活動にどう参加したらよいかもよくわからない	1
小布施町で出来ることを一つ一つ動かして行って全国に広がればいい	1
なぜ育児・家事は女性が主体となって動くのか	1
家庭の中で平等に生活する方法はないか	1
総計	91

#### 【中学生】

回答の内容	回答数
質問	7
なぜ男性が優遇されているのか、男女差別があるのか（社会・会社・政治・教育において）	3
DV被害者の精神状態が知りたい	2
なぜ女性車両はあるが男性車両はないのか	1
身近な大人が男女差別をしなくなるようにするにはどうすれば良いのか	1
意見	3
男性が育児や家事の理解を深める機会を設けた方がいい	1
男女平等への政策が進んでいない	1
総理大臣を変えて、誰しものが正直な意見が言える世界、国を作りたい	1
要望	4
男女共に意見が言いやすく働きやすい（育休がとりやすい）社会	2
男女共同参画社会への取り組みの促進	1
昔からの慣習を改善する講習などを行ってほしい	1
その他	1
男性が女性を見下しているためDVは無くならない	1
総計	15

※本アンケートに関連性が低い回答（中学生1件）

ガソリン税を値下げするのに時間がかかっていたのか。ガソリン税と消費税は二重課税で、法律に違反していると思うが、二重課税を認めないのはなぜか
---

### ③アンケート調査票

※中学生はwebでアンケート調査を実施しました。アンケート内の「年代」、「職業等」、問8は削除し、問5は「仕事」の記載を「学校生活」に置き換えて実施しました。

## 男女共同参画社会に向けてのアンケート

小布施町では、男女があらゆる分野で性差なく協力し合い、一人ひとりの個性と能力を発揮することができる社会を実現するため、「小布施町男女共同参画基本計画」を策定し、講演会や学習会などに取り組んでいます。同計画の見直しに向けて町民の皆さんの生活状況やお考えをお伺いするために、アンケート調査を実施しますので、ご協力をお願い申し上げます。

あなた自身についてお聞きます。それぞれ、当てはまる番号に1つだけ○をして下さい。

性 別	1. 男性	2. 女性	3. 回答しない		
年 代	1. 10代	2. 20代	3. 30代	4. 40代	5. 50代 6. 60代 7. 70歳以上
世帯構成	1. 一人暮らし	2. 夫婦のみの世帯	3. 二世帯世帯（親・子）	4. 三世帯世帯（親・子・孫）	5. その他（ ）
職 業 等	1. 農業	2. 自営業	3. 会社員	4. 公務員・団体職員	5. パート・アルバイト 6. 学生 7. 家事 8. 無職等

問1 あなたは次の分野において、男女は平等になっていると思いますか。

項 目	男性 が優遇	女性 が優遇	平等	やや男性 が優遇	やや女性 が優遇	わから ない
1. 家庭では	1	2	3	4	5	6
2. 職場では	1	2	3	4	5	6
3. 教育の場では	1	2	3	4	5	6
4. 地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
5. 法律や制度では	1	2	3	4	5	6
6. しきたり 慣習では	1	2	3	4	5	6
7. 社会全体では	1	2	3	4	5	6

問2 あなたは、性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成         | 4. どちらかといえば反対 |
| 2. どちらかといえば賛成 | 5. 分からない      |
| 3. 反対         |               |

問3 あなたのご家庭では、家族間で話し合っ、家族の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の分配などについて取り決めを行っていますか。

※家族で農業を営む方には、家族の役割分担を決める「家族経営協定」という制度があります。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1. 取り決めを行っている | 2. 取り決めを行っていない |
|---------------|----------------|

**問4** 令和4年の国の調査では、長野県における女性管理職の割合は16.1%と、まだまだ少ないのが現状です。あなたは、職場で女性のリーダー（管理職）を増やすときに障害となるものは何だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- |  |   |
|--|---|
| 1. 転勤などの広域異動が増えること                             | 7. 家事・育児・介護などを支援する制度やサービスが不十分であること          |
| 2. 長時間労働の改善が十分ではないこと                           | 8. ロールモデル(行動や考え方の模範となる人物)となる女性リーダーが身近にいないこと |
| 3. 立場や仕事内容に見合った給与となっていないこと                     | 9. 必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと                    |
| 4. フレックスタイム制やテレワークなど、労働時間や勤務場所を柔軟に選択できる制度がないこと | 10. 研修などの必要な学びの機会が不足していること                  |
| 5. 上司・同僚・部下や顧客が女性リーダーを希望しないこと                  | 11. その他（具体的に                                |
| 6. 家族の理解・支援が得られないこと                            | )   |

**問5** 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合いなど)、この3つの優先度について、お尋ねします。A・Bそれぞれにつき、該当する番号を下の1～8の中から1つずつ選んでください。

1. 「仕事」優先	A理想(希望)とする生活	
2. 「家庭生活」優先		
3. 「地域・個人の生活」優先	B現実(現状)の生活	
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先		
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先		
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先		
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先		
8. わからない		

**問6** あなたは、現在、女性が分担する機会が多い家事、子育て、介護等に男性が積極的に参画していくためには、どのようなことが重要だと思いますか。次の中からあなたのお考えに近いものを3つまで選んでください。

1. 男性が家事・育児などに参画することに対する抵抗感をなくすこと
2. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
3. 年配者や周りの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
4. 社会の中で男性が家事・育児などに参画することへの評価を高めること
5. 男性の家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
6. 労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICT情報通信技術を利用した多様な働き方を普及することで、男性が仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
7. 男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと
8. 男性が家事・育児などを行うための仲間ネットワーク作りを進めること
9. その他（具体的に
10. 特に必要なことはない

**問7** 女性の社会参画が進みつつありますが、町内会や自治会の長、PTA会長などには、まだ、女性が少ないのが現実です。このような方針決定の過程に、女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。次の中から、あなたのお考えに近いものを3つまで選んでください。

1. 役員決定をはじめとして男性主体の組織運営がされているから
2. 自治会などの団体の代表者は、男性が担うことがしきたりや慣習になっているから
3. 家族の支援・協力が得られないから
4. 家庭・職場・地域における性別役割分担意識や性差別の意識があるから
5. 地域で活躍する女性のロールモデル（行動や考え方の模範となる人物）がいないから
6. 女性を役員に積極的に登用するための取組が不足しているから
7. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

**問8** あなたが、現在参加している活動についてお尋ねします。あなたが参加している活動において、その活動方針や活動計画にあなた自身の意見は反映されていると思いますか。A～Hそれぞれにつき、該当する番号に○を付けてください。

項 目	反映されている	どちらか といえば 反映されている	どちらか といえば 反映されていない	反映されていない	わからない	参加していない
A. 町内会・自治会・公民館など地域組織の活動	1	2	3	4	5	6
B. PTAなどの子育てや教育に関する活動	1	2	3	4	5	6
C. 農業関係団体などの農業・農村振興に関する活動	1	2	3	4	5	6
D. 環境保全や自然保護などの環境に関する活動	1	2	3	4	5	6
E. 消防団などの消防・防災に関する活動	1	2	3	4	5	6
F. 保健・福祉に関する活動	1	2	3	4	5	6
G. NPOの活動	1	2	3	4	5	6
H. その他の活動 （具体的に _____）	1	2	3	4	5	6

**問9** 防災、減災に女性からの意見を反映するために必要なものは何ですか。（複数回答可）

1. 市町村地域防災計画策定への参画
2. 消防、防災組織（自治会などの自主防災組織を含む）へ加入（参加）
3. 女性防災リーダーの育成
4. その他（具体的に \_\_\_\_\_）
5. わからない



## 2 小布施町における現状と課題

小布施町ではこれまでにさまざまな啓発活動を行ってきており、「男女共同参画」への認知度と理解度は次第に向上しています。しかし、実態としてはまだ多くの課題が残っています。

本計画の策定にあたり、令和7年5月に町民アンケートを実施し、前回調査（令和2年実施）からの変化などを調べました。その結果からは、男女平等に関する教育や、男女共同参画社会の推進に関する活動などにより、男女共同参画の理想とする姿が浸透し、意識改革が感じられる一方、家庭、地域、職場その他日常生活は、依然として多くの性別役割分担がされていることが分かりました。また、各種の意思決定過程に女性がさらに参画することや、家事・育児・介護を男性が担うことも、あまり進んでいるとは言えません。

現状を踏まえ、今後も引き続き性別役割分担による不平等感の解消に向けた取組を継続し、社会変化に伴った課題にも対応できるよう努めなくてはなりません。また、「暴力対策」と「災害対策」については、男女共同参画の観点からも重点的に推進する事項と考えています。

さらに、経済活動や地域活動においても、その活性化のためには女性の力が必要だと言われていきます。これからは、女性活躍推進法にあるように、女性が働きやすい環境を整備し、女性が自分らしく活躍できる社会を構築することも求められています。

## 第3章 計画体系

### 本計画が目指す将来像

本計画が目指す将来像及び施策は次のとおりです。

#### 1 男女共同参画に向けての基盤づくり

性別による役割の分担意識が無くなり、一人ひとりが自分らしさと意思を大切にして生活できること。

- ・社会制度と慣行の見直し
- ・男女共同参画についての学習推進

#### 2 方針・計画等の決定における男女共同参画

仕事の間では男女格差が解消され、地域活動の間では女性がより積極的に参画して、女性の活躍の幅が一層広がること。

組織などの意思決定において、女性がより積極的に参画すること。

- ・農業・商工業分野における男女共同参画
- ・地域コミュニティにおける男女共同参画

#### 3 生き方を選択できる環境づくり

一人ひとりがその人の望む形でのワーク・ライフ・バランスを実現すること。また、ライフステージやライフスタイルによって変わる状況に最大限対応できるよう、ワーク・ライフ・バランスを保つための情報・支援が提供されること。

- ・仕事と私生活の調和
- ・多様な働き方に対する支援

#### 4 人権が守られ、健康・安心が保たれる体制づくり

人権侵害である、あらゆる暴力を認めず、自己の心身の健康を守れること。

心身の健康を保つことに加え、夫婦やパートナーとの良好な関係が築かれること。

- ・男女間における暴力の根絶
- ・生涯にわたる健康支援

## 第4章 計画の内容

第3章に示す本計画が目指す将来像を実現するため、次の施策に取り組みます。

### 1 男女共同参画に向けての基盤づくり

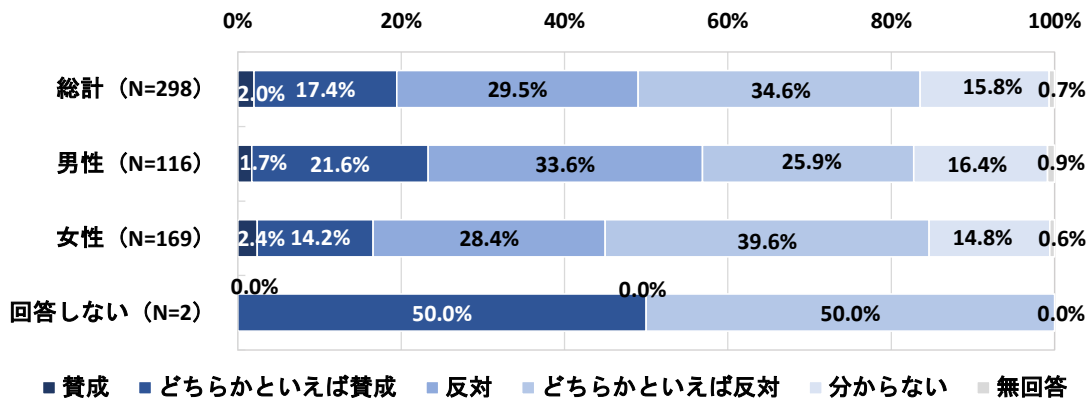
男女共同参画に対する意識は、以前と比べると社会全体として高まってきていると考えられます。令和7年に行ったアンケート調査の結果からは、性別によって役割を固定する考え方について、大人の男女の総計では、「どちらかといえば反対」の割合が34.6%で最も多く、次いで「反対」が29.5%と6割を超える人が反対のイメージを持っています（図表1）。また、中学生に対するアンケート結果でも、男女の総計では、「どちらかといえば反対」の割合が37.0%で最も多く、次いで「反対」が35.6%と7割を超える人が反対のイメージを持っています（図表2）。

しかし、意識を改善し「実際に行動できる人」・「分野」・「範囲」をより拡大させるためには、社会的文化的な偏見にとらわれず、社会制度や慣行を見直すことの更なる啓発をしていく必要があります。

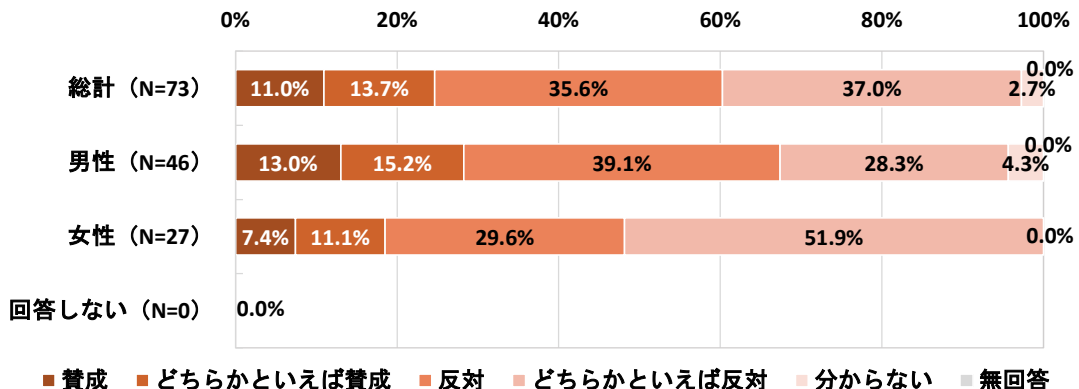
そのために、「小布施町男女共同参画社会推進委員会」とともに、本計画の着実な推進に取り組みます。また、広範にわたる本計画をより実効性のあるものとするために、国・県・地域・事業者などの関連情報を収集しつつ、これらとの協働に取り組みます。

そして、男女共同参画への意識をより高めるためには、教育面からのアプローチも欠かせません。学習の機会は、住民一人ひとりの男女共同参画に対する正しい考えや自立心を育み、今の状況を改善するために大きな役割を果たすと言えます。潜在意識や価値観は、主に幼少期の経験によって作られることを踏まえると、家庭や教育現場における子どもたちの理解促進は大変重要です。そして、世代やジェンダーなどによって異なる認識のギャップを縮めるための各種学習機会を設けることも重要です。男女共同参画を生涯学習の一つとして幅広い層へ啓発を行います。

図表1 設問：あなたは、性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか。【大人】



図表2 設問：あなたは、性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか。【中学生】



## 社会制度と慣行の見直し

### ○ 意識啓発の推進

- アンケート調査などにより、現状を把握します。
- 「男女共同参画社会」という用語の周知とともに、一層の啓発に努めます。
- 啓発にあたっては、性別固定観念にとらわれない表現に留意します。
- 「女性活躍推進法」の目的の周知を図ります。

### ○ 推進体制の強化

- 「男女共同参画社会推進委員会」が取組の中核となり、本基本計画の着実な推進を図ります。
- 行政内部又は関係機関において、職員間の認識を深め、推進体制を強化します。
- 啓発活動は、関係する他組織・他団体と連携して行います。

## 男女共同参画についての学習推進

### ○ 次代を担うこどもに対する男女共同参画の理解促進

- 学校教育において男女共同参画の視点に立った教育を行います。
- 各家庭における男女平等の意識に基づいた子育てを支援します。

### ○ 社会教育としての学習機会の充実

- 学習会・フォーラム等の開催により、「男女共同参画」及び「女性活躍推進法」について触れる機会を作ります。

## 2 方針・計画等の決定における男女共同参画

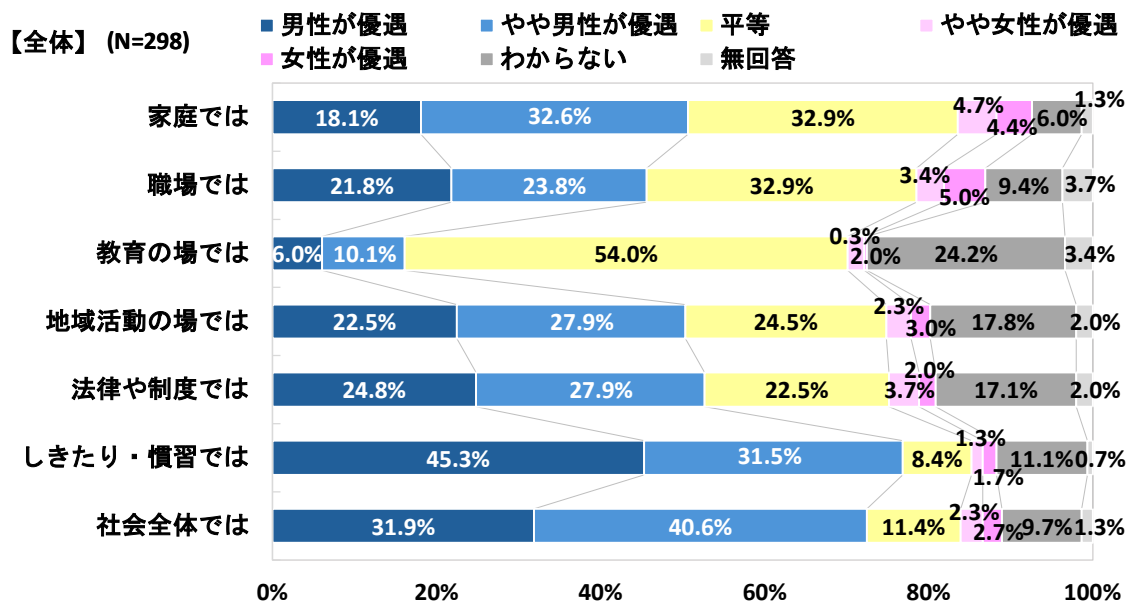
経済活動・地域活動において女性が参画し、その意思決定に携わる機会は、小布施町ではまだ十分あるとは言えません。令和7年のアンケート調査の結果によると、大人の男女の総計では、「しきたり・慣習」、次いで「社会全体」において男性が優遇と感じている人が多くなっています（図表3）。また、中学生の男女の総計では、平等だと感じる場面が多く、大人が思っているよりも平等だと感じられる場面に多く接している可能性があります（図表4）。

家族経営型の職場では、経営者だけでなく、配偶者や後継者にとっても魅力的でやり甲斐を感じられる仕事にするために、家族全員が主体的に経営に参画でき、意欲・能力を十分発揮できる環境を整えることが重要です。

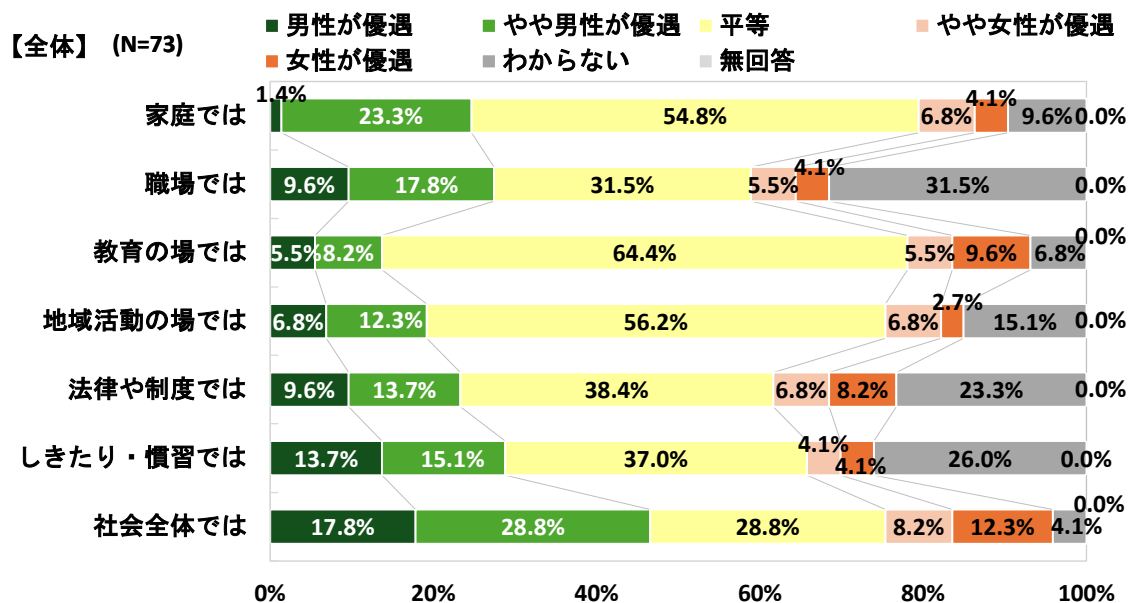
生き方・考え方が多様化している現在、誰もが住みよい町を作っていくためには方針決定に多様な人々に関わる必要があることから、女性の意見・視点をもっと反映されるようにすべきであり、また、そのためには日頃から誰でも気軽に活動に参加できるようにしていくことが望まれます。

そして、女性自身がさまざまな活動に対してもっと積極的に関わる姿勢を持つことも重要です。自治会・組織団体、現在注目されつつも担い手不足が懸念される災害対策など、これまでのように「男性で組織されるもの」という意識ではなく、「地域全体で関わるもの」という意識を持って安心・安全な地域の形成に携わることができるよう努めます。

図表3 設問：あなたは次の分野において、男女は平等になっていると思いますか。【大人】



図表4 設問：あなたは次の分野において、男女は平等になっていると思いますか。【中学生】



## 農業・商工業分野における男女共同参画

### ○ 企業における男女共同参画のための環境整備

- 雇用・待遇の実質的な均等化を呼びかけます。
- 女性の職域拡大や管理職への登用を促します。
- 就業中断後の再就職や、経済的自立を可能にするよう、経営者の意識改革を促します。
- 女性活躍推進法に位置付けられている「一般事業主行動計画」を周知します。

### ○ 家族経営型の経済活動における男女共同参画のための環境整備

- 家族経営協定（※2）の周知と締結促進を図ります。
- 各種女性団体の活動を支援します。

## 地域コミュニティにおける男女共同参画

### ○ 住民同士で構成する組織の運営における女性の一層の参画促進

- 自治会をはじめ各団体の活動・方針決定への女性の積極的な参加を促します。
- 役員選出方法や運営方法について、男女ともに方針決定に関わる土壌を作ります。
- 女性の既存地域リーダーの発掘と、新しい地域リーダーの育成に努めます。

### ○ 災害対策における性別に関わりなく協力する体制の確立

- 災害対策は、計画策定段階から女性が参加できるようにし、女性防災リーダーの育成を支援します。
- 災害時の生活支援は、女性や育児のニーズに配慮します。
- 防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大します。

#### ※2 「家族経営協定」

経営方針や役割分担、家族みなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

### 3 生き方を選択できる環境づくり

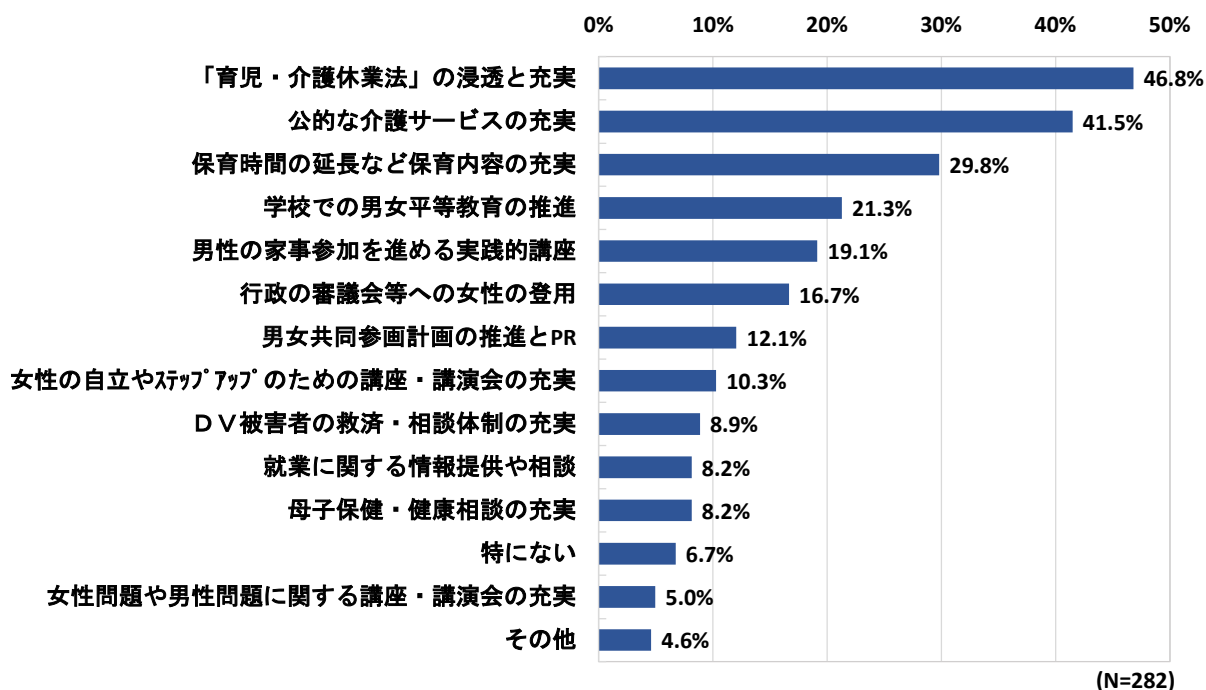
少子高齢化のさらなる進行、不況の長期化による雇用側の事情のほか、女性自身の仕事に対する意識の変化により、労働人口の構成が変化し、共働きの世帯が増えています。職場で長時間労働をしたうえで家事・育児・介護をする人にとっては、時間的・体力的な負担が増す一方であり、仕事と家庭生活のバランスをとることが難しい状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や性別によるニーズの違いを踏まえた政策課題の把握と政策立案が望まれています。

人生100年時代を迎え、こうした状況を改善し、働く人がそれぞれの求めるワーク・ライフ・バランス（※3）を実現して心に余裕のある生活を送れるようにするためには、事業所、地域をはじめ、社会全体においてライフスタイルの多様性を認めることが必要です。令和7年のアンケート調査によると、男女共同参画を推進するために行政が力を入れたらよいことについて、「「育児・介護休業法」の浸透と充実」（46.8%）、「公的な介護サービスの充実」（41.5%）、「保育時間の延長など保育内容の充実」（29.8%）の順に多い結果となっており、女性の活躍できる社会の実現には、育児や介護に対するサポートのさらなる充実が求められていることが分かります。（図表5）

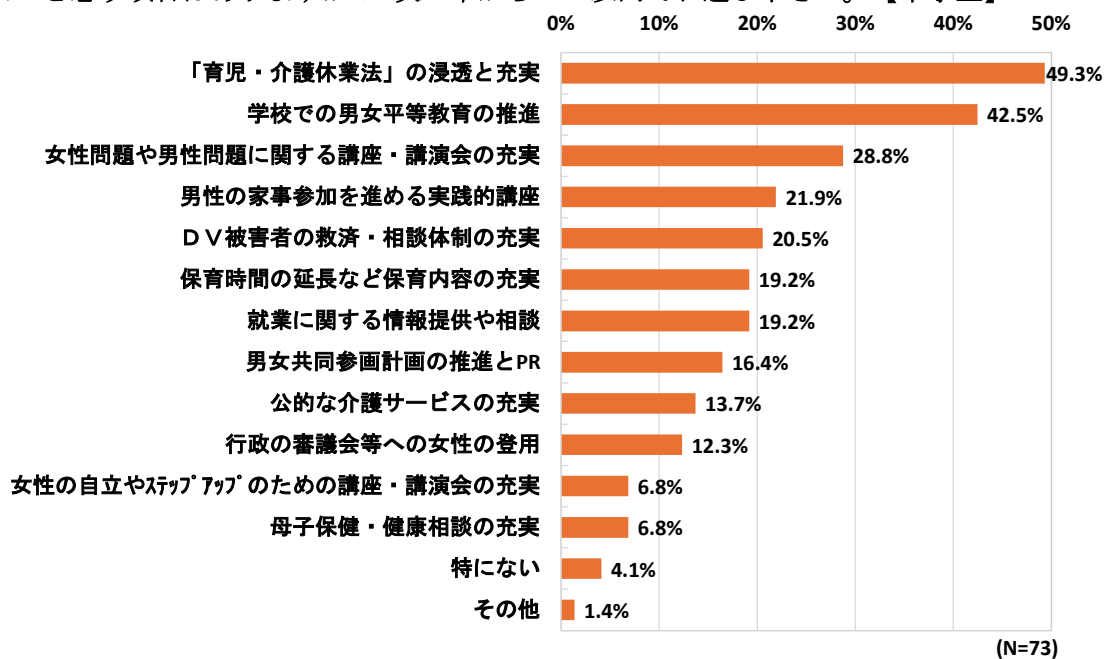
また、事業所においては、労働者がワーク・ライフ・バランスを保てるような労働環境や風土を整えていくことが必要です。そうすることで労働者の満足度が向上し、長く勤めることができる事業所は、有能な人材が育ちやすく、結果として全体が効率化します。

各自がワーク・ライフ・バランスの重要性を知り、その実現・維持のために職場内、家庭内でお互いが置かれた状況を思いやれる環境づくりを促進します。

図表5 設問：男女共同参画社会を推進するための具体的な施策として、行政がさらに力を入れたらよいと思う項目はありますか？ 次の中から3つ以内でお選び下さい。【大人】



図表6 設問：男女共同参画社会を推進するための具体的な施策として、行政がさらに力を入れたらよいと思う項目はありますか？ 次の中から3つ以内でお選び下さい。【中学生】



※3 「ワーク・ライフ・バランス」

一般的に「仕事と生活の調和」と訳される。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## 仕事と私生活の調和

### ○ ワーク・ライフ・バランスの実現

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、社会的気運を醸成するよう、その必要性和認知度向上を図ります。
- 個人がライフステージやライフスタイルの状況に応じて対処できるよう、メンタルヘルス及び多様な選択を可能にする情報を提供します。
- 女性が安心して社会で活躍し、持続して働くことのできる環境を作るため、女性活躍推進法の啓発や情報提供をさらに強化し続けていきます。

### ○ 男性にとっての共同参画の推進

- 男性対象の社会・家庭相談、セミナー等を実施し、働き方や私生活に関する支援を行います。
- 地域や家庭で活躍する男性の情報を収集・提供します。

## 多様な働き方に対する支援

### ○ 育児との両立を支援する体制の充実

- 保育関係のさまざまなサポートサービスについて、周知と充実を図ります。
- 子育て支援に関する諸事業の周知と一層の利用拡大を図ります。
- ひとり親家庭の安定した生活に向けて、理解を促し、見守り・支援を呼びかけます。

### ○ 高齢者、障がい者がいる家庭への支援体制の充実

- ボランティアや保健師、社会福祉士等の取組により、高齢者や障がい者の自立した生活を支える地域支援体制の整備を図ります。
- 高齢者や障がい者が、その意欲や能力に応じて社会との関わりを持てるよう、心身の健康維持と社会参画の機会提供などを進めます。
- 在宅介護サービス及び障害福祉サービス等により日常生活を支援します。
- 多様化するニーズの把握、福祉サービスの周知等に努め、一層の相談支援体制の充実を図ります。

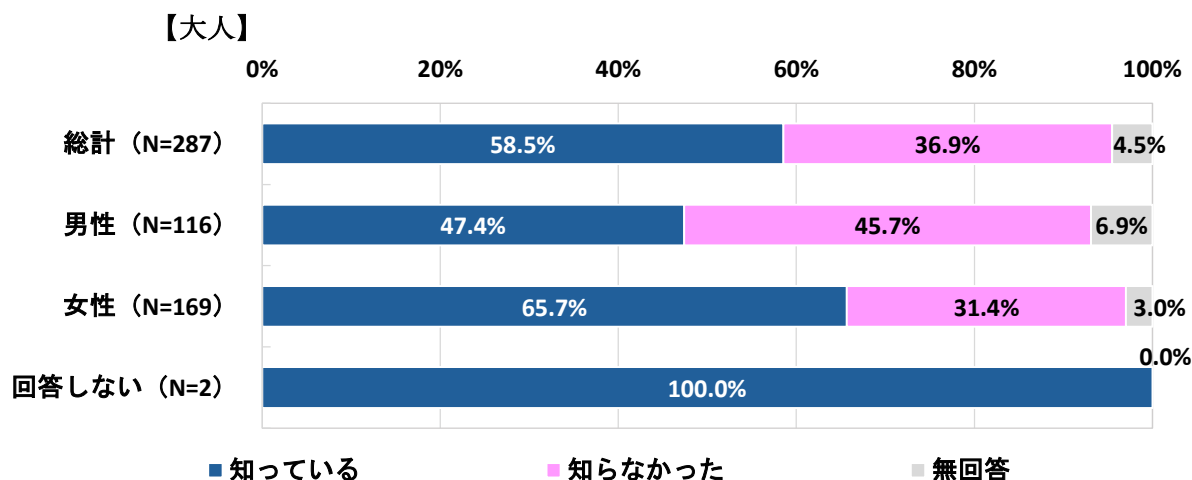
## 4 人権が守られ、健康・安心が保たれる体制づくり

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、許されることではありません。男女共同参画の根底にあるのは人権教育です。相手を思いやる心を育て、「性別による違い」を偏見や差別の対象としない意識を持つことがまず大切です。そのために、性や健康管理について正しく認識できるよう、社会への周知、年代に応じた教育の充実を図ります。

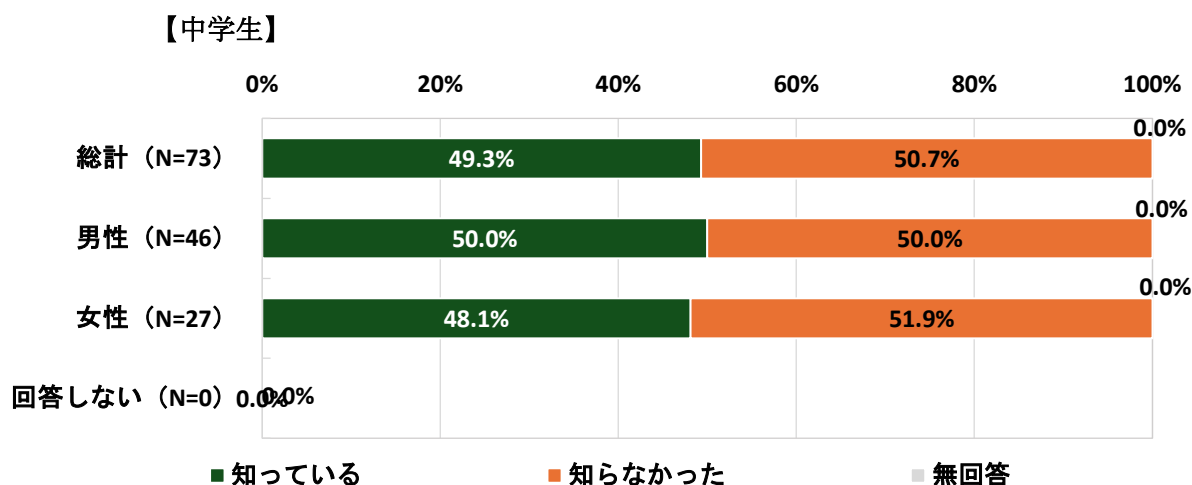
ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）（※4）は、その認知度とともに表面化してきている暴力です。令和7年のアンケート調査によると、配偶者からの暴力について、相談できる窓口があることを知っているかという設問については、いまだDV相談窓口を知らない方がいることが分かります。これはDV相談窓口の周知活動が足りていないことを示しており、さらなる周知に力を入れなければなりません。

生涯にわたって体や心の健康を保つことは、その人が安定したライフステージを歩むことにつながります。心身の健康を保つことに加え、夫婦やパートナーとの良好な関係が、男女共同参画社会を実現するためには大変重要となります。

図表7 設問：あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口があることをご存知ですか。



図表8 設問：あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口があることをご存知ですか。



※4 「ドメスティック・バイオレンス」

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

## 男女間における暴力の根絶

### ○ 暴力根絶のための取組の推進

- DV、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、男女間のあらゆる人権侵害についての知識普及を図ります。
- ストーカーをはじめとする性犯罪の防止に向け、対応や相談に関する情報を提供します。

### ○ 相談体制の充実

- 自己の性と健康管理について、正しい知識をもつための情報提供をするとともに、関係機関と連携して被害の深刻化を防ぐよう努めます。

## 生涯にわたる健康支援

### ○ 母子保護の強化

- 母子の健康を保つための施策と相談体制の充実を図ります。

### ○ 性に関する健康と権利の正しい理解の促進

- 性に関する正しい理解の普及により、学校教育・健康教育・保健福祉事業を充実させ、個々の人権と健康の保持を図ります。

### ○ 夫婦やパートナー間の良好な関係の構築

- 心身ともに健康で生き生きとしたライフステージを過ごすことができるよう、夫婦やパートナーが相互に協力しあい、お互いを尊重する意識の醸成と高揚を図ります。

## 第5章 参考資料

### 1 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女

の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定  
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

#### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、

又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することが

できない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁

判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定によ

る命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申し立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申し立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申し立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申し立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申し立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申し立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申し立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

## 第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除

く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三 条の三第一 項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一 条第二項及 び第二百三 十一条の二 第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条 第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条 第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について

第一百六十条 第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条 の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条 の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条 第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条 第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一 条の三第 二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十 一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配	特定関係者又は特定関係

	偶者であった者	者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

<以下 省略>

### 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

#### 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本

人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
- ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

## 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよ

う努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とある

のは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
- 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議

会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<以下 省略>

## 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

##### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

##### （関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

##### （緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

##### (教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

##### (調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

##### (人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

##### (民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

##### (都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

<以下 省略>

## 5 小布施町男女共同参画社会推進条例

平成13年小布施町条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関して、基本理念並びに町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、その推進体制を定めることにより施策を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、政治、経済及び家庭や地域社会における諸活動に、対等な立場で参画する機会が確保され、そのことによって利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 事業者等 公的機関であるか民間組織であるかを問わず、また、その事業活動が営利を目的とするか否かを問わず、町内において事業活動を展開するものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会は、次に掲げる事項を基本理念に形成されなければならない。

- (1) 男女がその性別にかかわらず、個々がその個性と能力によって評価されること。
- (2) 男女がその性差による固定的な役割を強要されることなく、自己の意思で多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が町における政策や民間団体における方針の立案や決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援によって、家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(性差別の禁止等)

第4条 何人もあらゆる場において、性別による差別をしてはならない。

2 何人も性的言動による生活環境の侵害及び個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待行為をしてはならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に定める基本理念に基づいて男女共同参画社会を推進するため、次の各号に定める責務を負うものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策を、町民及び事業者等と共に総合的に策定し実施すること。
- (2) 前条の規定に反する行為が、人権を著しく侵害するとの認識に立ち、その予防及び防止のための措置を講じること。
- (3) 町民及び事業者等が実施する男女共同参画社会推進活動に、情報の提供等必要な措置を講じること。
- (4) この条例がすべての町民に理解されるよう、学習機会の提供及び周知に努めること。

(町民の責務)

第6条 町民は、第3条に定める基本理念に基づいて男女共同参画社会を実現するため、次の各号に定める責務を負うものとする。

- (1) 家庭、学校、職場、地域及び社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めること。

- (2) 町が推進する男女共同参画社会の形成に向けた施策に協力するよう努めること。
- (3) 第4条の規定に反する行為があったことを知り得た者は、町または関係機関に連絡するよう努めること。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、第3条に定める基本理念に基づいて、事業活動のあらゆる場で男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する等、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(男女共同参画計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会を形成するため、総合的かつ具体的な施策を掲げた小布施町男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策を推進するために必要な事項

(男女共同参画社会推進委員会)

第9条 男女共同参画社会の形成に係る諸施策を策定し、事業を推進するため、小布施町男女共同参画社会推進委員会を設置する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

<以下 省略>

## 6 第五次 小布施町男女共同参画基本計画策定の経緯

### ◆策定経過

令和7年度 第八次男女共同参画社会推進委員会	
令和7年4月15日	第1回
5月19日	第2回
6月27日	第3回
8月26日	第4回
11月28日	第5回
令和8年1月29日	第6回
2月24日	第7回
3月19日	第8回
3月30日	町長へ提言

## 7 小布施町男女共同参画社会推進委員会 名簿

	委員名	備考
1	橋本 和子	会長
2	土屋 昌弘	副会長
3	中西 静子	〃
4	飯田 幸仁	委員
5	川上 勢津子	〃
6	丸田 貴司	〃
7	渡辺 きみ子	〃

(敬称略 50音順)

## 第五次 小布施町男女共同参画基本計画（令和8～12年度）

---

発行年月 令和8年3月 初版

編集発行 小布施町

〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

TEL： 026-247-3111（代） FAX： 026-247-3113